

第9回 熊本市教育行政審議会

<議事録>

日時：令和6年（2024年）11月11日（月）9:00～12:00

場所：熊本市教育センター 4階 大研修室

- 1 開会
- 2 協議
最終答申に向けての意見交換について
- 3 諸連絡
- 4 閉会

1 開会

～事務局説明 省略～

【藤田会長】

熊本市教育行政審議会の委員の皆様、おはようございます。今日も朝早くからお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。先ほど説明がありましたように、今回が第9回目ということになりますけれども、全体の回としました場合には審議会が今回3回目です。そしてグループセッションですね。それぞれテーマを限定して、限られた時間でも少しでもじっくりご検討いただくように、グループに分かれてこれまでの中間答申の中に出てきました項目等について個別に審議をしていただきました。それが2回ありましたので、そうしますと、もう3分の2は終わりました、今日とそれから1月のあと1回で、一応この今年度の分の審議は終えなければいけないということになります。昨年度のスケジュールと比較しても、同じような形で進行していますけれども、あと2回、今日とそれから1月で最終答申まで持っていかなければいけませんので、かなり今まで熊本市教育委員会様にも資料を提供いただきましたけれども、それをまとめていくというのが今回からの大きな課題になります。先生方のご協力をいただきながら、最後まで積極的に審議にご参加いただきますと大変ありがたく存じます。今回もどうぞよろしくお願いいたします。

～事務局説明 省略～

2 協議

【藤田会長】

それではこの会の進め方について説明をさせていただきます。これまで審議にご協力いただきまして、それに関する資料を毎回熊本市教育委員会の先生方の方で準備をいただきました。今日は、皆様には既にメール等で資料について配信していただいていますけれども、私の方から、一応「会長提案」ということで最終答申のたたき台を出させていただきます。この内容について簡単に説明しますと、昨年度の最後に中間答申を出させていただきました。これは委員の皆さまにも十分な審議の時間を取れない中で、かなりご無理を言ってまとめていただきましたけれども、それをベースにして、できるだけ最終答申で具体的な政策を提案できるような形で最終答申を持っていきたいと考えています。

それで、8月と10月にグループ協議で先生方には参加していただきました。全ての項目については協議できませんでしたけれども、かなり熊本市教育委員会の皆様のそれぞれの課からも、まとめていくにあたってもう少し委員の皆様の意見を提供していただきたいというような項目、それからいろいろと提案する事項が多くあるんですけれども、どういう形でそれをまとめていけばいいかというのが、まだ方針が定まらないような項目もございますので、それらをいろいろと協議しながら、たたき台に上げていくような準備ができればというふうに考えています。それで、一応この審議会の方の準備をしていただいている事務局の皆様にもご協力いただきまして、8月と10月にどのような協議がなされていたかということで、大体の協議の中身、それぞれ2時間近くありましたでしょうか。その中身をまとめていただきまして、その中から大事なものと思われるものですね。これも会長の提案でまとめの案を出させていただいています。できれば、そのまとめの中に挙げられている項目は、おそらく最終答申を仕上げていく上で重要な参考資料になるかと思います。あらかじめ方針が出ているものと、なかなかここは一つにまとめるのが難しいなという項目等がございました。その辺のところを、今日の第9回の会議で先生方や委員の皆様からご意見いただきながら整理をさせていただければと思います。

内容としては、中間答申があらかじめ、ある程度はご理解いただいているかと思いますので、グループ協議で出た主な意見と、それから会長の方から提案させていただく最終答申のたたき台と見比べていただきながら、このたたき台の内容を最終答申に近い形に持っていけるように今日の審議に参加いただければと思います。以上が今日の審議の内容になります。

それで、実はこの中間答申に挙げられているもの、さらにそれを細かく整理したのもですね。大体大きな項目については昨年度の審議の中で方針を整理していただきましたので、5つの方針に従ってまとめていきますけれども、個別に見ていく項目は、全部で31項目ございます。そうしますと、今日の時間が150分くらいということなので、1つあたり5分くらいで整理をしていただかないといけないということでさらに忙しい審議になると思いますけれど、なるべく私の方からのこれまでの経緯を説明させていただきながら、皆様のご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。進め方について何か確認事項等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、たたき台のほうと、それからグループ協議で出た意見のまとめ、それらを見て審議にご参加いただければと思います。それでは前半のところ、最初の「はじめに」のところは大きな変更は加えていませんので、具体的なそれぞれの項目ごとに整理する事項についてまとめさせていただければと思います。

まず、「教育委員会における体制整備」のところで、個別に番号を振っています。これは4-1というところに対応方針をまとめていきますけれども、「教育委員会における体制整備」が4-1です。さらにそれを細かく分けて、4-1-1が「体制の整備について」、それから4-1-2が「専門家の配置について」、それから4-1-3が「教職員等研修の充実について」ですね。というようなところでまとめていきますけれども、さらに項目を整理してそれぞれの4-1-1について細かく、また、両括弧の(1)から(2)、(3)と、さらに構成にしたものを①・②・③というふうにしていますので、一応構造はそういう形で作っておりますことを確認いただければと思います。それで、「教育委員会内の相談窓口の一元化」というところで、この右隣に※印の番号が振られているかと思います。これがグループ協議で出た意見をまとめたところで、同じように※印の番号を振って整理していますので、そこを見ながら議論に参加していただければと思います。ないところについては、今までの審議の内容を思い起こしていただきまして、この内容でまとめていいかどうかの確認をいただければと思います。

まず、最初、(1)「教育委員会内の相談窓口の一元化」というところで、これは一応まとめのところに

出ております。①「相談窓口の一元化と専門家の配置」はそのままになるかと思います。委員の皆様からいただいた項目、②「相談内容の周知とトリアージ」、これは医療系の意味合いではなく、相談内容に応じてどういう対応をしたらいいか、相談機関と判断するような内容で用語は使われていますけれども、この用語の使い方等も合わせて、ご意見いただければと思います。それから③が「相談者への寄り添い」ということで、この辺のところも細やかな書きぶりが必要ではないか、というところで意見をいただいたところは載せております。それから、④「不登校対策の強化と情報提供」ということで、この辺のところは一応、支援センターのようなものを設立して対応していったらどうかというところでまとめられていますけれども、まずこの1番目ですね。

(1)の項目についてご意見があれば、ご自由にご発言をいただければと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。どなたからでも。上田委員お願いします。

【上田委員】

朝から失礼します。約2年間でこんな一つ一つ重要なものがぎゅっと詰まっている、質の良いものが今、目の前にあって、すごくここにいらっしゃる方々や携わってきた方々の力にすごく圧倒されているんですけど、この中で(1)「教育委員会内の相談窓口の一元化」の④「不登校対策の強化と情報提供」の4ページのところなんですけど、不登校対策と聞くとちょっと不登校者を出しちゃいけないっていう、保護者や教職員へのプレッシャーになっちゃうんじゃないかなって思ったので、もしよければ、不登校支援を強化するために不登校支援センターじゃなくて学習支援センターなど、言葉を少し変えるだけでも印象が違ってくるかなと思います。

【藤田会長】

ありがとうございます。対策というより、もう少し子どもたちに寄り添う内容に近い言葉ですね。支援というような言葉、それから不登校という言葉をもそのまま出すのがいいのか、というような子どもさんでも支援が必要なのところが出てくるかと思いますが、学習全般的なところで学習支援センターというような名称ではいかがか、ということで上田委員からご意見いただきました。すごく大事な視点だと思いますので、検討させていただければと思います。

そのほかございましたらお願いいたします。はい、富永委員お願いいたします。

【富永委員】

富永でございます。今からこれを作るということは、その後の熊本市の姿勢に大きく影響をするかと思います。それを考えると、ここの中にこどもの人権とかこどもの権利条約、こども大綱みたいなものを念頭において、文言は気をつけたほうがいいと思います。

今の上田委員の発言もそうですよね。不登校という選択を、私たちがどう取り扱うかというところで名前や文章も変わってくると思います。不登校支援センター、それはもうそのままの役割だと思うんですけども、例えば別称を作るとかですね、子どもたちに名前募集をするとか、子どもたちに近づいた提案もいいのではないかと思います。

それと、③「相談者への寄り添い」なんですけども、相談後の対応。これは相談のスタートからこういう視線があればいいなと思うんですが、それがなぜ相談後になっているのかがよく分かりません。それと、下から2番目の「こどもを救うために」、これはまさに大人視点であると思うのですけども、こどもは無力ではありませんので、例えばこどもの安全のためにこどもの最善の利益を一緒に考えるみたい

な文章の方がいいかなと思います。でも、すっきりと文章がなされて、これを作られた関係者の皆さんのご努力が伝わってきてありがたいなと思います。

【藤田会長】

ありがとうございます。相談後だけではなくて、全体の過程での寄り添った対応ですね。それからもう少し文言については、全体的に、こどもを主人公に、成長していくこどもたちを支えていく方向での用語の使われ方、そのようなところは再度検討させていただきたいと思います。「こどもの安全」というような言葉もいただきましたので、そのようなところも検討させていただければ、と思います。ありがとうございます。

そのほか、ございましたらお願いします。西村委員お願いします。

【西村委員】

西村です。②のところのトリアージなんですが、世間一般でのトリアージのイメージが、災害現場の命を救う優先順位の方が一般的に印象がとても強いと思うんです。なので、この言葉を少し言い換えて、やることはトリアージなんですけれども、言い換えた方がいいかなと思っています。

例えば、そのままやることを書くのはどうでしょう。危機的状況のこどもを優先するとか、厳しい状況の事例を優先するとか、やる内容をここに書いて出したほうが誤解が少ないのかなと思います。

【藤田会長】

そうですね。私もこの要望書で選別されそうな意味が出てきそうで、少し注意した方がいいかなと思っていましたので、ありがとうございます。具体的に何々を優先するというふうな書き方をちょっと工夫させていただきます。ありがとうございます。

森委員お願いします。

【森委員】

おはようございます、森です。今のトリアージの点なんですけど、西村委員がおっしゃったのと、ここに書いてあるのがちょっと違って、優先度を決めるっていうのが実際のトリアージだと思うんですけど、どこで対応するかみたいなことを書いてあるので、そこを合わせてってなってくると、ちょっとトリアージとは違うのかなっていうふうに思います。ただ、災害のときに適切な医療機関に行くっていうのも、もちろんトリアージなので、そこと優先順位とどこで対応するかというところを合わせて、対応するのに適切な言葉があるといいなと思いました。

【藤田会長】

この用語については、もう少し検討させていただきます。ありがとうございます。

すみません、だいぶ時間オーバーしているので、また全体で意見いただく時間を持ちますので、次に進めさせていただきます。次は大きな変更はございません。(2)「児童生徒の権利を守るための体制整備」ということで、これについても内容的には2つ挙げています。項目については、2つ設定している形でまとめ直していますが、全体としてはこどもの権利センターと教育委員会の間で相談内容を共有する連携体制を強化していくという方向での書き方になります。一つが①「情報共有の重要性」ですね。それから、②「組織体制の明文化」についてどういうふうにこのこども権利センターと教育委員

会等の組織ですね。その連携を文章に表すかというところで明文化というところで2つ入れております。

このところについて何かご意見等ありましたらお願いいたします。一応組織をきちんと用語で定義するということと、その連携をきちんと文章化するというところがポイントになっているかと思います。

村田委員お願いします。

【村田晃一委員】

「こどもの権利サポートセンター」と「こどもの権利センター」は別のものなんですか。

【藤田会長】

ごめんなさい。ちょっと待ってください。権利サポートセンターで統一してよろしかったですかね。ここは、訂正させていただきます。最初のところがセンターだけになってましたので、サポートセンターと訂正させていただきます。

そのほかございましたらお願いいたします。はい、末富委員お願いします。

【末富委員】

まずは、教育委員会がこどもの権利サポートセンターから知見や分析結果を還元されることになってるんですけど、双方向でいいんじゃないですかね。学校現場で得られた知見ですとか、あるいは一つ一つの、おそらくケースについては、学校でもかなり丁寧に対応しておられるので、そうしたことも含めると双方向じゃないですかね。

もう一点なんですが、情報共有については、一般的な情報と個人情報に関わるものがあるので、その部分は熊本市の個人情報保護条例があると思いますので、そこちゃんと整合させて書かないといけなかな、ということ、今読んでいて気がつきました。細かく修文上の課題はあると思うので、そちらの方はまたワードのファイルでお戻ししたいと思います。

【藤田会長】

ありがとうございます。この関係については一方的なものというよりも双方向での関係をきちんと明記した方がいいということと、それから個人情報の管理のところはどこまでそこを対象にできるか、そのところは少し検討させていただければと思います。

そのほかございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは何かありましたらまた後ほどご意見いただければ、と思います。

3 番目になりますが、ここはだいたい意見が分かれて、まとめ方も皆様のご意見を参考にさせていただく必要があるかなと思っているところです。(3)「音声記録等による客観性の担保」というところで、これはグループ協議の中で意見をいただいていた内容ですね。※印の 2 番目の内容になりますけれども、ここではやはりこの IC レコーダー、それからカメラとかありますけれども、賛成意見と反対意見と賛否両論というところで意見が分かれていたようです。この録音機器を学校全体に導入することで事実関係の正確な記録が可能になるというところで、この辺のところは安心材料になるかなと思いますけれども、カメラの導入については、教師の側からすると負担の軽減につながるだろうというのはありますけれども、反対意見もですね、こどもなんかもやっぱりすごくそういうものに抵抗を示すこどももいると、なかなか導入が難しいですねということですね。リスクがやっぱり高く、それからそこでの情報をですね、記録されている情報の管理の方法とかですね、この辺のところも問題が出てくるかと思ひますし、

開示請求された場合の対応の仕方とかですね、いろいろと課題が出そうかなと思います。

それから、賛否両論の意見としては、教室の中はなかなか難しいかもしれないけれども、設置する場所等を、学校は広い施設ですので、死角に当たるような水飲み場であるとかいうようなところに設置するとかですね。それから、そういうところで場所を選んだらどうか、ということですね。こどもの意見、保護者の意見を聞きながら、設置しても大丈夫なところからまず優先的に設置するようなことも方法としてはあるのではないかという意見が出ていました。

それから、人の目の重要性ということで、機械に頼るというのも一つの方法ですけれども、先生方が普段の学校生活をみんなで送っていく上で、お互いに連携してこどもたちの様子を見回っていくような、それを情報を共有しながら対応していくような方法ですね。こういうのもあるのではないかと。ただ、実際にそれにかかるような業務量の多さとか、かかってくるかもしれませんので、その巡回をどの程度するかとか、どういう方法でするかというのをまた別途検討する必要があるかもしれませんけれども、人の目でこどもたちの安全安心を守っていくというところも方法の一つとして挙げられていたところですね。このようにならいろいろな方向からご意見が出ていましたので、これについては少し委員の皆様のご意見いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

比江島先生、そのあと末富委員お願いします。

【比江島委員】

比江島でございます。最初の審議会の一番最初の頃に、この議題っていうのを結構やったと思うんですね。ただ意見を結局必ずプライバシーとか抵抗を感じる子がいるということで、結局1年半経って、全く同じことだと思うんですよ、この書いてるのは。要するに全部書いてあると。不安もあるし。

この審議会っていうのはやっぱりどこかで反対もあるけど、トータルで見ると判断するっていうことが、この会の意義じゃないかと思います。これを両論併記して出すなら、もう意味がないんじゃないかなと思いますね。あとはこの学校の先生方の負担を軽減するというのはとても大切なことなのに、この人の目の重要性というのはこんなの誰でもわかっていることではないかと思うんですね。先生方が見てたら大丈夫じゃないかというのではとても難しいんじゃないか、と。というのは我々もやっぱり訴訟にさらされているんですね。やってないことの証明っていうのは記録以外ないので、アメリカの公務員なんかでもそうですけど、みんなボディカメラつけて全部を記録すると。そしてそれはずっと永久に残すのではなく、ある期間残しておいて、裁判になるときにはちゃんと記録できるように見れるようになってると。ここ数年の間で、医療機関もみんなそうなるので。だから当然、診察の場面を録画するなんていうのはとても抵抗もあることなんですけども、やってみたら何も悪いことは起こらないと。やっぱりプライバシーというのは公衆の面前での行動というのはプライバシーではないんじゃないかと。プライバシーというのは、やっぱり現代のプライバシー権というのは、自分をどう見せるかということ自分でコントロールしていいというものであって、人前で何か変なことをやったときにそれを知られたくないというのはプライバシーではないと、そこを人権のあり方を考えた方がいいんじゃないかな、と感じました。率直に物理的な、こういう担保の中で働けるようにしないと先生方の負担は減らないんじゃないか、という強い主張です。以上です。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。末富委員お願い致します。

【末富委員】

カメラの導入については、私も基本的に導入した方がいいという考え方です。それはなぜかという、2年後に迫っていることも性暴力防止法では、学校で性暴力事案が起きたと判断される場合、まずおそらく学校か教育委員会が調査しないといけなくなるんですよね。その際に先ほど比江島先生もおっしゃいましたが、やはり証拠をちゃんと取れるかということになります。教室内に直ちにカメラを設置するかどうかは別として、基本的に証言した人たちの証言内容を客観的なデータで裏付けるということが、どの学校・園にも責務として課せられていくわけです。そうしたときに、私自身は、学校への防犯カメラの設置というのを国の予算で何とか進めていただきたいということを提言し始めてるんですけど、現場からのニーズは非常に高いです。特に管理職の先生方は、すごく大事な法制なんだけれども、今までの証言は食い違ってきて、もしもカメラをつけてもらえるんだったらすごく、それは助かることだというふうにおっしゃっておられる方のほうが多いですよ。もちろん、こどものプライバシーがっておっしゃる方もいらっしゃいますが、こどものプライバシーについては、まず録画データへのアクセス権はどういうふうに持つかと、それからアクセスするケースを限定するということなどをガイドラインとして整理すれば大きな問題は生じないと思いますので、そうした限定的な要因であるということを前提として、カメラの導入等も進めていくことを方針として示されたほうが、今学校に要求されているこどもの安全に関する水準というものと整合していくというふうに考えています。以上です。

【藤田会長】

はい、どうもありがとうございます。青木委員お願いします。

【青木委員】

4ページに、(3)については私も導入する方向で書いていただきたいという意見を持った上でのコメントですけれども、①については、学校全体というところでちょっと分かりづらいので、例えば教員が保護者や児童生徒に対応するとかいう場面を限定した上で書いたらどうかなと思います。それから②に関しては、確かに教室全体に設置するというのもいずれはあっていいと思っていますが、まずそれこそ人の目が届きにくいところからとにかく入れるとか、そういうことが必要かと思います。③番については、確かにそれはそうなんですけれども、あえてこれを書くのであれば、教員だけでは仕事が回らないというのが共通認識ですので、人の目を増やすということを書いていただくと、支援員の配置などの記述が必要だと思います。以上です。

【藤田会長】

どうもありがとうございます。今3人の委員の皆様のご意見いただきましたけれども、なるべく導入する方向でということで、場面を限定して、あるいは何か起きた時の客観的な証拠ってというのはこれからますます大事になってくるでしょう、というようなところですかね。そういうようなところのご意見もありました。いろいろと性暴力被害の防止とかも考えたときに、こういうような学校が、あるいは行政側の対応の方策も具体化していったほうがいいのではないかとこのところでご意見をいただきました。加えて、人の目を増やす、支援員もそれに合わせて増やす必要があるかもしれませんが、人の目の重要性についても少し記載をしておくというような意見だったかと思います。

そのほかご意見ありましたら、はい、富永委員お願いいたします。

【富永委員】

富永でございます。事件が起きた後の対応は必ず必要でありますけれども、「何かあったらどうにかするよ」、ということであればそれは予防にはならないと思います。並列して予防教育とか SOS を出す教育にも力を入れないと、「何かあったら犯人は探すよ」、ということでは、こどもたちの安心は保てないと思います。

それと昨日、こどもたちに率直に「教室にカメラがあるとどんな感じ？」と伺ったところ、それが安心というお子さんが 1 人いましたけれども、多くは「嫌だ」って言って、「それだったらもう学校行かない」と言うお子さんの意見もありました。お一人のお子さんが「着替えを教室でして、そういうところを映されると嫌だ」って言ってました。「お金を何に使ってほしい？」と言ったら、「まず洋式トイレを増やしてほしい」とか、「体育館にクーラーを入れてほしい」とか、私たちが思っている以上にこどもたちはいろんな気持ちを持って、それを出す場がないんだなって思って、昨日の時間はとても有意義だったと思います。

それと人の目の重要性ですけど、青木委員がおっしゃったように、教員に限定しないで「チーム学校」みたいな感じで、心のサポート相談員とか学校に付随する人たち、「教員等」っていうふうに、これを出すのであれば「等」を入れた方がいいのかなと思いました。

【藤田会長】

はい、どうもありがとうございました。こどもの側の意見を聞くとなかなか難しい問題もありそうですね。また、いろんな授業の内容によっても対応の仕方が違うかもしれませんけれども、体育の着替えのときの配慮をどうするかとかですね。そういうのもあるのかもしれませんね。いろいろと、こどもの方の意見も聞くと、それぞれの立場も考慮しないといけないのかなと思いますけれども、どういうふうにこの審議会の方針を出していくかですね、そういったところもまだもうちょっと整理する必要があるかと思います。どうもありがとうございました。

そのほかございましたら、では、森委員お願いします。

【森委員】

森です。昨日の子たちは、話をしても、全員の中で言うと、ちょっとそんなに悩みも多くない子たちがほとんどだったなと私はすごく感じたんですね。こどもたちの意見を聞くっていうと、やっぱり声なき声っていうのがどうしてもあって、そういう子たちはカメラがついたことで安心して学校に来られる子もいるんじゃないかなっていうのはちょっと思いました。

あと、カメラの導入もそうなんですけど、全てにおいて言えるんですけど、結局 100 点はできないと思うんですね。やっぱりやってみないとわからないことがたくさんあって、それを私たちは何のためにやってるかって、こどもたちのためにやってる、だけどこの 100 点満点は出せないっていうのを大人側が見せていくのはすごく大事で、だけど、導入した後、ちゃんと話し合っとうするかっていうのをやっぱりやっていくんだよっていうのは出し続けていかないと、「いきなりこれやります」って押し付けられても、反対・賛成があるのも当たり前なので、こどもたちがどう受け入れるか、大人って 100 点出す生き物じゃないし、そんなに偉くないっていうことも、もっと言っていったほうが、こどもたちも理解できる。大人が言うこと全部聞かなきゃ、みたいな感じになるとやっぱりいけないし、やってみてどうだったかっていうのを、意見をどうやって吸い上げるかっていうことも考えた上で、ちょっと大事な事かなと思うので、カメラに関しては、とは思います。

私が親としてどう思うかっていうと、私はやっぱりつけたほうがいいと思うんです。親としてどう思うかっていうと。じゃあ、こどもだったらどう思うかっていうと、私だったらあんまり気にしないと思うんですよ。私のこども時代からすると、そんなに困りごともなかった。なので、やっぱりいろんな子がいるので、100点は無理だけど、できるだけ寄り添えるように、という姿勢は、説明しながらやっていく必要がちょっとあるかなとは、誤解を与えないようにしないといけない。抑止というか、監視するわけではないということはちょっと大事なかなと思います。

【藤田会長】

はい、どうもありがとうございます。こどもたちがどう受け止めるかですね。設置して終わりではなくて、そのことでこどもたちがどんなふうに感じているとか、それからそういうような対応をされることについてどういう思いを持っているとか。それを最終的にこどもたちが自分たちで安心安全に生活できる学校をどういうふうに作っていくかという視点でのこどもたちの側からの積極的な参加の仕方も、昨日のこどもたちとのトークセッションに参加させていただいて大事なことのようと思いました。

はい、坪田委員お願いします。

【坪田委員】

カメラの件は、昨日のこどもたちとの議論が参考になったんですけど、先ほどの更衣室使用論があってカメラをそこで切っていてもやっぱりちょっと気持ちが悪くないっていう議論がある一方で、「実はこの更衣している時間に一番いじめが起こるんだ」というこどもからの意見がありました。そこはなかなか悩ましくて、ここはさすがに達成できないと思うんですけど、修学旅行の入浴中も含めてこういう先生の見えないところで実はいじめが起こっているの、なかなか悩ましい問題提起があったなと思ったんです。私からは、これ単に「こどもは」とか「市民は」って言ったとき、これは何なんだ、多数決なのかなってよくわからなくなってしまうので、結局はこどもの自己選択・自己決定に委ねるとというのがこれ全体のトーンではないかと思うときに、昨日提案してこどもからだったんですけども、「カメラ付きの教室」か「カメラ付きの教室じゃない」かをこどもが選択できるようにする。だからクラス全体1年間を通してやって、組分けをこどもたちに決定させるということにもなるわけですけども、そういうふうに、こどもに「付けて安全が守られるんだったら多少のプライバシーはいい」というような思いの子と、「絶対嫌だ、多少ちょっといじめとかの検証では難があるかもしれないけど、これまで通りがいい」って、こどもたちに選ばせていくようにするっていうのがいいのかなと思いましたし、もし進めるときは一つ実証実験じゃないけど、一つの学校でスーパーセーフティスクールみたいな形で一度試してみて課題を個別に抽出すると。もちろんその学校でいいよっていう、そういう承諾付きでのお子さん・保護者になる、そういう学校なのかもしれません。

何かそういうことでも進めていかないと、多分永遠に「どっちもどっちだね」ってなっちゃうかなと思いました。以上です。

【藤田会長】

はい、ありがとうございました。こどもたちの声を聞きながら、実際には先行導入するような学校も、いくつかモデル校として検討を重ねながら進めていく、導入していくという方向になりますでしょうか。はい、ありがとうございます。

では、比江島委員お願いします。

【比江島委員】

すみません。どうしても付け加えたくて一つ。私は、被害者支援センターというところの嘱託医をやっていた時代もありまして、その時に一番苦労するのは証拠を残すということ。何をされたかということを知ることでもセカンドレイプ的なことが起こったりとか、あとはそこで警察官の方が連れて来られて、こう言うわけですよ。「今、証拠を取らせてもらえないと犯人を塙の中に入れられないんだ」と。「その証拠は数時間で消えちゃうんだ」と。何が起こるのかわかりますよね。それをそのまま持っては来られないのですけれども、それを記録が客観的に残るといふことの非常に有益なところといふのは非常に大きいと。

もう一つシェアしたいなと思うのが、今私ども、児童精神科の病棟ですけれども、カメラをかなり多く設置しています。その一番はですね、やっぱりそのこどもたちの中では、小さいいざこざとか、いじめとか起こるんですよ。これを無くすってことはありえなくて、ただ起こった時にそれを大人に言ったらちゃんと対応してくれるとかっていうことをメッセージを送って、また元の学校に戻すんですね。その時にもうカメラがあつてよかったと思うのは、言いたくはないけど、ちょっと嫌な思いしたんだっていう時に「もう調べるね」って言うと、「誰々君に叩かれてる」とかいうのがわかるんですよ。その時にはやっぱり叩いた方にもしっかりと指導しないといけないし、叩かれた方は「あなたに非がないことはわかったと、だけどやっぱり話せるようになってほしいな」と言って、受け持ちが行き、主治医も行き、心理師が行き、ソーシャルワーカーも行くと。多職種で順番に関わっていくんですね。このメッセージをして、そしてたぶん学校の先生方の家とか別のところ入院して戻ってきた子を受け入れた経験ってあると思うんですけど、そういうのをやって戻していくっていう。

だから学校で証拠が残らない仕組み、これは非常にもったいないなと思います。さっき、学校の先生方の負荷を減らすような話をしましたが、もう一つはですね、いじめられた子がちゃんとわかってもらえるという、その環境が必要なんですね。つけたくない子はプライバシーというのは、それはむしろ僕は加害性の表れに近いな、というふうにすら感じます。もちろん繊細な思春期もしくは10歳前後の子、そんなふうに決めつけることはないんですけど、やっぱりいじめられた子は記録残してほしいと思っているはずだなというふうに感じます。以上です。

【藤田会長】

はい、ありがとうございました。

はい、中西委員お願いします。

【中西委員】

このカメラの問題ですけど、別の観点から一つお話ししておきたいのは、やっぱりメディアがどう受け止めるかということだと思います。導入賛成のご意見もいろいろ伺って分かるんですけど、やっぱりこれだけいろいろ意見が出るってことは、やっぱりどこか慎重さが必要だということだと思いますし、こどもの意見を聞くとか、あるいは1校だけから始めるとかですね、そういう慎重さが必要だと思いますし、報道する側にですね、やっぱり丁寧に説明しないと別の捉え方をされると思いますので、もし入れるなら、その点でも慎重に丁寧にやっていただきたいな、というふうに思います。以上です。

【藤田会長】

はい、ありがとうございました。いろいろとちょっと課題が、具体化してご意見いただきましたので、なるべく答申にまとめられるようにやっていきたいと思いますが、もう少しここはご意見いただきながら、またメール等でも審議させていただければ、と思います。ありがとうございます。

少し時間を消化しておりますので次にいきます。4番目ですけれども、「これまでの対応事案から得られた教訓を生かした対応」ということで、ここは特にグループ協議でも意見は出されておられません。大体中間答申で出された内容を見出しを2つ付けてまとめております。

①「データベースの構築」と、それから②「外部専門家による分析」ということで、データベース化するということはかなり早い段階から意見としては出ていたかと思います。それから、集めただけではなくて、きちんと外部の専門家が分析できるようなところまで持っていく。見えにくい問題点というのは数値化できればそれが明確化されますので、具体的な改善策ともつながっていくかと思いますが、この辺のところは一応これまでの中間答申をベースに作っていますが、これについて何かご意見がありましたらお願いいたします。

では、末富委員お願いします。

【末富委員】

一応念のため匿名加工情報にするというのを追記しておく方がいいかな、くらいです。

【藤田会長】

データの管理のところですね、ありがとうございます。

そのほかありましたら、西村委員お願いします。

【西村委員】

西村です。「これまでの対応事案から得られた教訓」ということで、項目を作っていただきありがとうございます。専門家等が協議して、ある程度の時間をかけて作られたものがデータベース化されると思っております。それを活用するかどうかがすごく大事で、例えば各学校に年間1回はこれについてこれを活用した研修を入れるとか、つなげていく作業を明記しておくか、ここには出さなくても運用時にそれを考えていく、というようなものが必要ではないかなと思っています。

【藤田会長】

はい、ありがとうございます。分析して結果をまとめるまでだけではなくて、そのまとめたことをどうまた学校現場に返していくかですね。活用の方も明記したほうがいいということで、これも大事な意見かと思います。ありがとうございます。

そのほかございましたらお願いいたします。よろしいですかね。また何かありましたら後ほどご意見いただければと思います。5番目に行きます。これはグループ協議の中でも意見をいただいていたところですが「問題を起こした教職員の担任変更等の指針」ということで、前は基準とかいうような用語を使っていたかもしれませんが、変更するかどうかですね、その際の指針をきちんと整理していくと。基準というと、かなり固定化というか特定化されるような内容になりますけど、一つ前のところですね、「方向性を示す」というところまでで、指針というような用語にしております。

このグループ協議の中で出てきましたのは、この基準ではなく指針作りなんだということと、担任を変更しないといけない場合はそれをどうしているか、それをどういうふうに運用していくかということ

ろで変更に向けたプロセスをきちんと文章にすること。それから合わせてこの担任の変更にあたっては直接影響を受けるのは児童生徒になりますので、こどもたちの学習をどう守っていくかですね。「学習環境の確保」というところも加えているところです。3つの下位項目をもってここはまとめさせていただきます。

これにつきまして、何かご意見がありましたら、お願いいたします。一応、こどもたちへの説明ですかね、保護者への説明、そういったところがすごく大事になるかと思えますけれども、その辺のところは、内容としてはカバーできるように記載されているかと思えますが。

末富委員、お願いします。

【末富委員】

グループ協議の記録から外れているかなと思うのが、②の最後の2行ですね。「事実確認が不要なケースは迅速に対処し、リスクアセスメントのルールを設けることも必要である」と書いてあるんですが、グループ協議のほうでは、こどもが学校に来られなくなる前にリスクアセスメントをすると書いてあるので、こどもが、やっぱりこの先生無理だなんて思うような場面が多くなってきたよねっていうようなことが想定されてるんじゃないかと思う。

【藤田会長】

ここは文言をちょっと修正させていただきます。

【末富委員】

合わせてなんですけれども、①②③の順番で書くと担任変更が前提であるかのような印象があって、担任変更っていうのは学級担任を外すみたいなことなのか、それとも他のクラスに行ってもいいよだとかなのかがわからないので、③を最初に持ってきたほうが、こども自身の選択肢がちゃんと示されているという意味ではわかりやすくなるのではないかなと思います。

【藤田会長】

こどもを第一に考えれば、まず「学習機会の確保」が一番目に来たほうがいいですね。

【末富委員】

あと、学級担任の変更っていうのはかなり大きな判断になるので、明文化というか、こどもの安全安心っていう視点からの判断になると思うので、何の明文化をするんだ、みたいなことになると思うので、こどもの安全安心の確保だとかですね。不適切指導を繰り返す教員とか、典型的にそういうタイプですけれども、何を基準にしていくのかというと、やはりこどもの安全安心ではないかとは思いますが、そのあたりを少し書き加えておくことが重要なと思いました。

【藤田会長】

ありがとうございます。何のためにこの変更が必要なのかというのは、ただ問題を起こした教員に対してというところしか説明が加えられていないかもしれませんので、こどもを第一に考えれば、こどもの安全安心の確保のための指針作りというところで、もう一回ちょっとここも整理させていただきます。どうもありがとうございました。

そのほかございましたら。白石委員お願いします。

【白石委員】

白石です。小さいことですが文言で、児童生徒とかこどもとか、こどもも2種類、「子ども」の「子」を使ってある「子ども」とひらがなの「こども」がありますので、③番の学習環境も「児童生徒が」というのと、下から2行目は「こども自身」と書いてあるので、統一するのかどうか。

【藤田会長】

ちょっと色々統一させていただきます。ありがとうございます。「こども」のところと「児童生徒」ですね。ここちょっと内容に合わせてちょっと修正させていただきます。ありがとうございます。

中西委員お願いします。

【中西委員】

中西です。率直に言って、指針ってどんな指針なのか、ちょっとイメージがグループ協議の議論を読んでもよくわからないんですけど、基準ではなく指針にするということの意味とかですね。指針っていうのは一体どんなことが書かれるんだろう。つまり出しても、それが本当に指針にならないければ意味がないわけですから、そこのところのイメージを少し具体的に議論された方からお聞きしたいなと思うんですが、いかがですか。

【藤田会長】

「担任変更」のところグループ協議に参加された委員の皆様で、だいたい前の協議になるかもしれませんが、記憶をたどりながらもしご意見があればお願いしたいと思いますが。

では、青木委員お願いします。

【青木委員】

担任変更をするということは、確かに末富委員がおっしゃるように重たい判断ですので、そうすると変更後のことも考えて制度設計するということを織り込んだほうがいいと思います。よく一般の社会でも、会長に事故あるときは職務代理者が職務を代行するといったルールを決めるわけですので、やっぱり担任変更して慌てふためいてとりあえず教頭先生が入るということではなくて、ちゃんと何かがあったときに担任が違う先生になって、持続可能性ある教育サービスがしっかり提供されるんだ、ということも一方で必要な事かなと思います。

【藤田会長】

ありがとうございました。昨年度の最初の審議の実行になりましたでしょうか。教員の暴言とか体罰とかといったところで、いろいろ問題を起こす教員の対応について議論していた会議がありましたので、それも受けてというところでの意見の集約かと思いますけれども、これについては、実際、その後の研修なんかはどうするかというので併せて議論されていたかと思いますけれども、まずここではどういふうに問題を起こして、こどもたちに学校生活を安心して送ってもらえないような状況になるのは回避すべきだ、というところここを項目として挙げていただいたのかと思います。

ここは今おっしゃられたように、指針だけだとやっぱり弱いので、どういうふうにそのプロセスの

説明も必要になってきますけれども、こういうふうに対応しなければいけなくなっただというところを、問題の発生時だけではなくて、その後の学校側の対応ですね。こどもがきちんと教育を受けられるという、そういう持続可能な環境をどういうふうに用意していくのかということまで含めて説明をする必要があるかもしれません。ここはもう一回、整理をさせていただきます。

末富委員お願いします。

【末富委員】

多分、私も意見を言った気がするんですけど、記憶が定かではなかったので、こちらの意見一覧の 5、6 ページに記録が整理されていて、大体それを見るとですね、指針にしたほうがいいかなと思うのが一つは事実確認をして調査をして、改善指導をした上で最終的に担任を変更するかどうか、というのを判断するというのがこの 5、6 ページに書かれた意見を整理すると、そういう手続きになっているので、単純な基準というよりはプロセスを明示することを重視した議論が行われていたはずですので、そういう意味では基準ではなく、手続きを示しての指針であるというふうに考えています。

その上で、こちらの答申案のほうの書きぶりを見ると、変える前提で書かれているんですが、やはりかなり悪意を持った申し立てでもゼロではないことを考えると、もっとニュートラルに調査して改善して指導するのか、それともやはりかなり複数のこどもが危険にさらされているような場合には原則として担任変更していくみたいな、それもただ調査が必要なので、とにかく調査して判断するというようなことをもう少しニュートラルに書いておく必要があるかなというふうに、記録と照らし合わせて思いました。以上です。

【藤田会長】

ありがとうございます。問題を起こした教員に対してどう対応するかというところはいろいろと聞き取り調査ですね、いろんな関係者からもこどもたちからも聞かなければいけなくなると思いますので、それらの一連の手続きをまず中立的に書くというところで、それを何のために行うかというところを、目標ですかね。これをまずはこどもの安全安心というところを大事に、学習環境をきちんと確保するというところを大事にということでもう一回ちょっとこのところはプロセスというところからですね、説明を書く内容を最後ちょっと検討させていただきます。

はい、村田委員お願いします。

【村田晃一委員】

村田晃一でございます。この検討の班に私入っていて、指針作りのところで確か、過去の事例を拾い上げて、こういう場合に担任が交代したとか、これは調査の結果交代した、これは交代まではしなかったとかというのを拾い集めてどういう事例だったかを分析していくと、一定の、それこそ指針ですけど、というのができるのではないかと、そんな意見を言った気がします。

【藤田会長】

もう 1 回記録を確認させていただきます。ありがとうございます。ここちょっともう 1 回、整理をさせていただきたいと思います。

それではまた時間を消費していますので、6 番目の項目にいきます。「教育委員会の情報公開」というところで、ここについては中間答申のまま、大きな変更は加えていません。児童生徒の権利と尊厳を守

るために、施策、取り組む状況を明確に公開する必要があるというところで2つほど下位項目をつけております。①「施策の公開と報道対応」ですね。児童生徒の権利を守るための施策を教育委員会はわかりやすく公開する。それから、②「合意形成と法的助言」ということで、情報公開の際は被害者側と加害者側の合意形成を重視すべきであると、そういうような内容でまとめさせていただいています。グループ協議の中にもテーマとしては挙げておりませんので、中間答申を少し項目を整理したという書き方になっています。

これにつきまして何かご意見等がありましたらお願いいたします。末富委員お願いいたします。

【末富委員】

②なのですが、被害者側と加害者側はおそらく合意形成不可能な事例が非常に多いと思うので、被害者側とおそらく教育委員会との合意形成と、それから加害者側と教育委員会との合意形成というふうになるのではないかなと思うんですけども、正直、被害者側にしてみるとおそらくですが、情報公開するためになんで加害者側と合意形成しなきゃいけないのっていうふうに思われるのではないかな、ということなので、それぞれにどういうふうに対応していくかというのを、主語がないんですけど、教育委員会が合意形成していくんじゃないかなと思うんですが、その部分の確認をさせていただきたいなと思います。

【藤田会長】

主語は教育委員会になるかと思いますが、どちらを重視するかとかですね、目的によって合意形成をするという趣旨が異なってくるということなので、そのところをきちんと書き方を各内容で整理する必要があるということですね。ありがとうございます。

そのほか、ご意見ありましたらお願いします。出川委員お願いします。

【出川委員】

①の「児童生徒の権利を守るための施策を分かりやすく公開する」に、こどもたちにも分かるような文言で、分かりやすく公開することを考えていただければと思います。

【藤田会長】

はい、ありがとうございます。こどもたちに分かりやすくということですね。施策の内容を分かりやすく説明して公開するということです。ありがとうございます。

そのほかございましたらお願いいたします。では、南部委員お願いします。

【南部委員】

大変些末なところなんですけど、読んでて気持ち悪かったので、①の、「報道に対する方針を検討することで、正確な情報提供が可能となり、誤解や不安を軽減することができる」。検討するだけで、こういうふうなことが払拭できるんですか、っていうように読めるので、例えば正確な情報提供や誤解や不安の軽減というものが必要なのであれば、そういったものができるように検討するだとか、あとは方策を立てるだとか、そういうふうにしたほうがちょっとすんなり読めるかなと思いました。

【藤田会長】

何を検討するかというのが曖昧なので、ここはなるべく正確に検討する内容を特定して書くように修正させていただきます。ありがとうございます。それではよろしいですかね。ここもちょっと修正を入れて、最終答申に持っていければと思います。

それから7番目になりますが、「当事者への情報開示」。こちらの方も中間答申の内容を少し項目を立てて整理をし直したという書き方になります。「当事者への情報開示は迅速に行い、透明性を確保する」ということですね。そして、「情報開示を求める事案については対応の段階、期間の目安を示し、進捗状況を明確にする」と。①は「迅速な情報開示の重要性」、②は「対応段階の明示」ということになります。

これにつきまして、何かご意見がございましたらお願いいたします。はい、西村委員お願いします。

【西村委員】

西村です。情報開示という点については私も経験があつてとても時間がかかります。

まず、要望した時点で内容を精査し調査するのに3ヶ月かかります、というのが必ず来ます。そしてそこから実はありませんでしたとか、そういう返事が来ます。これは、当事者、実際に申し立てをした者しか知らないことで、迅速というものがなかなか実際には行われていないということを、委員の方々には知っていただきたいなと思います。またその内容もですね、うちの場合は、スクールカウンセラーの記録を見たいというふうをお願いしたのですが、全面見れませんでした。というのが、本人が言ったことや、アドバイスしたことがつなげて書かれているので、プライバシーの観点、これからの影響の観点から公開できないということでした。でも、これがもしそこで亡くなったお子さんとかがいた場合は、記録があるのに記録が見れないということになります。そういうことで情報開示できる部分を作るときにも考えて作っていく必要があるのかな、と思います。本人が言ったこと、アドバイスしたこと、そういうのを分けて見れるようなことが必要ではないのかなと思っています。以上です。

【藤田会長】

ありがとうございます。ここは用語の使い方がだいぶ実際には理解できないような内容も含まれるということで、説明をもう少し加えたほうがいいのかということですか？とりあえず状況をお聞きしてというところでよろしいですか？どの程度盛り込めたらいいのでしょうか？

【西村委員】

現行の情報開示の状況を一度振り返って確かめていただきたいですね。情報開示できるような資料としてまとめていく。

【藤田会長】

なるほどですね。公開できない資料が多いということでしょうかね。なかなか確認できない。

【西村委員】

少なくとも個人が発言したこと、個人が相談した内容、事実を聞き取った内容、そういったものは本人に還元すべきではないかなと思います。それ以上の学校や教育委員会、先生方の関わりというものはまた別にしておいていいのではないかなと。だから、個人情報で権利として当事者として、知る権利がある範囲というものを、もう一度整理すべきではないかなと思います。そういった文言を少し入れられますでしょうか？

【藤田会長】

ありがとうございます。その辺はすごく大事だと思いますし、また公開できない理由も、なかなか説明してもらえないというところであれば、その辺はなかなかこの被害にあっている家族の方への対応にはなっていないように思いますので、個人の発言した内容、事実の聞き取りの内容、本人に関連すべき情報についてはしっかりとその権利を保障するような形での対応を心がけてほしいという内容でよろしいですかね。その辺のところを少し検討させていただきます。

そのほかございましたらお願いいたします。はい、比江島委員お願いします。

【比江島委員】

僕は、西村委員のおっしゃったことがとても重要だと思っているのが、数年前の医療と同じで、何を情報公開するのか、どういう手続きをすればカルテが見せてもらえるのかというのも、今法律で完璧に決まっているので、もう拒むことができないんですね。昔はみんな拒んでいたわけで、ドラマにも何回もなっているようなことですよね。学校の記録というので、ちゃんと残すということは必要なことなんじゃないかと。何を残すかというのを、やっぱりある程度決めないと、例えば医療だと2号用紙という、これがカルテですと決まったのが法律で決まっていて、どんな手続きをしたら必ず公開しないとイケない。そしてその時に消していいというのがあって、それは個人情報、その人以外の情報は全部消して渡すと。そしてそれを速やかにというので、もうさっさと出します。その方法は法律で決まったからやったんですけど、ここで僕がすごく大事だなと思ったのが、今、西村委員のお話を聞きながら本当に一緒だと思ったのが、例えば情報公開をする時に、例えば僕たちが「死にたい」と聞いたと。それをどうアセスメントしてどんな対応をしたか、これ記録に残しておかないと全部出ちゃうからちゃんとするんだと。だから、診療の質を高めるのに非常に意味があったんですね。学校の対応もそうで、こう言われた、それでほっとかないと。ちゃんとどういう対応をしたとか、誰々に連絡をしてチームを作ったとかっていうのを記録を残さないといけないんじゃないかなと思います。

一方ではスクールカウンセラーの記録を見るというのはそれはもう無茶な、これから見ると無茶な話で、だって週1回とか月1回の時給いくらでやっているの、その記録を全部残しておくこととか整理しておくことができないから、会話で書いたメモをその学校に出して、今日はこんなことがありましたというのを出すと。だけど、その守秘義務の事とか、生徒たちと約束した「ここは言わないね」とかというようなことがあるので、全部残さないだろうというふうには思います。そこはのちほど出ますけど、その常勤のあり方とか、私、前に別な会で言ったんですけど、訴訟にさらされます、必ず。だから常勤でないと彼らは時給いくらで暮らしているんですから、訴訟で仕事ができなかったらもう全く収入がなくなるってことが起こるので、だからやっぱり公務員法で守られて公務員の責任は、その自治体が背負うと。普通に給料をもらう。起訴されても起訴中休職というのである程度の生活ができるようにする。これ無しで情報開示するというような状況に今はないんじゃないかなと思います。以上です。

【藤田会長】

はい、どうもありがとうございました。医療の現場のほうからも法律で認められている範囲のことはきちんと対応すべきだということで、記録を残すというところとそれを開示していくというところですね。そのところをきちんと。

【西村委員】

すみません。ちょっと付け加えます。開示は、私達の学校の場合はですね、全く対応の部分を見せてほしいとは望んでいませんでした。学校に伝わっている言葉と本人が言ったことが違って、本人が望んで自分の言った言葉をどういうふうに書かれているか知りたいということでした。だから、やみくもに全てを見せてほしいと被害者が考えているわけではありません。

【藤田会長】

ありがとうございました。それでは、ちょっとまた先に進めさせていただきます。

今度は 8 番目ですね。「個別最適な学びの実現」ということで、これは新規に項目が上がった内容になります。グループ協議の中で出てきているものかと思いますが、グループ協議の方の資料は 5 ページですね。これは「不登校の児童生徒の状況にあった学びの場や手段、形態を行政が提供していく必要がある」ということと、それから、「学校やさまざまな学びの形態を選択肢として増やしつつ、それを提供できるようにする」ということですね。それから入試の改革ですね。庁舎の作り方なんかも少し工夫していけるといいのでは、というところが出てきたかと思います。8 ページのところにこの項目をまとめさせていただいています。①は、「学びの場と手段の多様化」、②は「学びの多様化学校の導入」、③が「高校入試の改革」というところです。この辺のところは新たに追加された項目になりますので、一通り確認していただいて。

はい、坪田委員お願いいたします。

【坪田委員】

すみません。この項目を新規で立てていただいたことが本当に素晴らしいと思っているんですけど、あと中身と書きぶりでいろいろ贅沢を言えば、一つは前から気になるのは、先ほどの不登校についても絶対「対策」という言葉はくっつけちゃいけないと私は国にいたときに徹底してたんですが、最近戻ってきてるので、国も。私は全部「支援」にすべきだと。先ほどに戻りますけど、あとはセンターの名前も出てきますから、ちょっとお願いしたいと思っているんです。

それとは別に、この不登校のこどもに対してだけこうなのかっていうのが、全部引っかかるんです。これすべてのこどもに対してでしょっていう。不登校になると、いろんな支援策がついてくるけど、その支援策のいくつかは、不登校に陥る前にも必要じゃないか。あと心の中では不登校なんだけれども、やむなく学校に来てる子は私は全国で何百万人もいると思っているので、そういうこどもも、単に休んでないからということで、何もなかったかのように次の学校に送り出せば終わりというようなことを改めないといけないっていうのが、この「個別最適な学びの実現」の一番の真髄だと思うんですよ。だから最初に出てくる不登校の児童生徒に対してじゃなくて、「を含め」なのか「をはじめとして」は当然のことながら、全てのこどもに対してっていう、そういうことになるのではなからうかなと思うのと、あと出てくる「学びの場と手段の多様化」も、これも先生と合わない子を含めていじめられて、まだ不登校まで陥ってない子にも校内フリースクールなどでこういう機会を与えるべきだと思っていますし、多様化学校ももちろん不登校支援策として出てきている特例校なんですけど、本当は全ての学校が学びの多様化学校になるべきではないか。わざわざ親に送ってもらわなきゃいけないところに一つだけポンとできても、それはそこまでのエネルギーがあるんだったらという話になってしまうので、すべての学校にそういうクラスがあるか、普通のクラスもすべてそういう精神で運営されるような教育システムにならないといけないなど。

あと高校入試のほう、これも入れていただいてありがとうございます。これ何でっていうのも多分、高校入試の仕組みが分かってないと何でここが大事なのが分かりにくいと思うので、そういう言葉が必要かなと思ってんですけど、調査書も、様式の改革と扱いの改革と実は2つあって、様式を限定する出欠欄をなくすっていう広島、大阪、岐阜などでやっている流れで、うちは問題提起してるけど、なかなか県が動かないんですけど、そういうことが一つ。それで欠席が多いから、あの学校は無理よって、こんなことはないのにそう思わせてることをなくすっていうことが、非常に親のプレッシャーも含めて解決可能かな、と。

問題は成績を3年に絞るのが、これはもう愛知、静岡、東京などでは昔からなんですけど、地方というか全体を1年生から見るということが非常に息苦しくなっている原因なので、これも大事なことなんですけど、要は評定自体を5、4、3、2、1を9教科つける。これを使う入試と、使わない入試をちゃんと選べる選択肢を設けることも一方では大事で、そういうことをやっている都道府県もあれば、今やっぱり調査書が大事なんだ、評定が大事なんだと、ものすごく基礎点がないと受けられないっていうか、諦めさせられるっていうか、ほぼオール5じゃないとあの学校は無理だとか、そういう話になるとやっぱり欠席が多いとやっぱり成績も当然この評定も本来5がつく子でも4になったり、4がつく子でも3になったりということになってくるので、本当はそういう学力だけの入試でいいのかという議論があるかもしれませんが、そういうのも普段の学びを評価してほしい子と、普段はいろいろと不登校気味だったり、いろんなことがあったりしてうまくいかなかった子どもが、ちゃんと最後まで2月3月まで勉強してチャレンジできるっていう2つの道を与えることが、不登校だけじゃなくて、すべての子どもを救うのかなと思っているので、これ難しいですけど、この市だけで判断できるのか問題です。県もあるし、私学はともかくですけれども、これがみんないろいろ合意しないとできないことがあると思うんですけど、だったらいいなと思います。

先ほどの話にちょっと戻りますけど、例えば今メタバースをやってて、うちも模倣して9月から始めたんですね。メタバースにおける支援みたいな。なかなかこちらのようにポップに上手くいってるような状況とはまだいかないう状況はありますが、結構登録も増えてきてるんですけど、担当者に聞くと、「これ最初から選べないの？」って言ったら「いや、不登校に陥らないと無理です」とか言うんですね。陥るっていうのは、どこで判断するんだみたいな。必ずしも、30日ではなくて連続7日とか、そのぐらいで相談されればOKする、と言ってるんですが、「全くゼロだけど、もう僕この学年になったらちょっと途中で休みがちになるような気がするんだよね」という子は、もう4月の7日からですね、それこそ選んで、またちょっと「あ、意外と大丈夫だった」というのであれば普通に帰ってくればいいみたいな。最初からこうやってオプションにできないのかなっていうのは感じたりします。なので、今まで不登校か不登校じゃないかというので、こういう限定されてたものを少し開放してやることによって行きたくなる学校作り全般になっていくことが大事ではないかなと思います。以上です。

【藤田会長】

ありがとうございます。中西委員お願いします。

【中西委員】

坪田委員のご発言にほぼ同感なんですけど、「個別最適な学び」が不登校でいきなり始まるというのはどう考えてもちょっと矛盾があると思いますね。学びの多様化学校っていまだに文科省は丸括弧して、いわゆる不登校特例校という言い方をずっと続けていますが、ぜひ熊本で作る場合に括弧が取れたよう

な熊本らしい学びの多様化学校を作っていただきたいなと思います。いくつか学びの多様化学校を見に行くと、昨日のこどもたちの話の中で出たんですけど、「学校ってリラックスする場所ってなかなかないよね」という話がありました。保健室はある程度あるかもしれませんが。学びの多様化学校に行くと、大抵ソファとかクッションとかそういうものが置いてあるような部屋があったりするんですけども、そういう学校の作りも含めて、いろいろ考えて学校らしい多様化学校を複数できたら、通いやすいようにというものを作っていただきたいなと思います。以上です。

【藤田会長】

はい、どうもありがとうございました。ここは色々と議論の始まりのところから坪田委員にご説明いただきました。中西委員の方も賛同ということで、というところで、不登校のこれは今まで最初の方の議論でも出てきましたけれども、この用語の扱いですね。「全てのこどもたちにとっての個別最適な学びの実現」というところでまとめ直したほうがいいでしょうということですね。

それからこどもの側の選択肢も複数あって、それで状況に応じてこどもがどういうふうな学びを望んでいるか、そこを自分たちで決めて対応できるようなやり方もやってもいいのではないかとこのところですね。

それから、高校入試の調査書を様式の改革だけでなく、扱いの改革もというところで、それを様式に3年分記載されてしまうと、何かそれで判を押されていない印象が強くなりますけれども、そうじゃないこどもの学びへの意思といったものがきちんと反映できるような項目に改革していけたらどうかという内容として受け取りました。「支援」というような言葉を基本的には使っていきたいと思います。

それからこどもたちの状況ですね。本当に学校に行けなくなっているというような状況ではなくても無理して来ているこどもたちもいるということなので、その辺のところのこどもたちの方からの受け取り方ですね。そういったところを大事にした書き方に変更させていただければと思います。

どうもありがとうございました。はい、末富委員お願いします。

【末富委員】

「個別最適な学び」なんですけど、熊本市は高校までお持ちなので、高校教育までは個別最適を保障していただきたいなと思っています。今の学びの多様化学校もそうなんですけど、就学前とそれから高校段階の話がずばっと抜けていて、小中学校の話をすればやった感が出てるんですが、なんか違うなと思ってます。

こどもの育ちは、生まれたときとか、正確にお腹の中にいるときから始まっているわけで、その育ちをどうやって支えるかというのはこども基本法の趣旨の一つでもあるんですよね。そういう意味で言うと、急に就学前を書くのはあれですけど、せっかく入試の話が出てきているので、高校教育改革、高校も個別最適を目指せる選択肢を作っていくというのは大事なことじゃないかなと思いますので、書き加えていただけるといいかなと思います。

昨日は高校生と話したときに、結構高校の先生のほうが守りに入ってるっていう話を聞いて、高校教育って一番今切り替わってないんですよ、教職員の方の発想が。という意味で言うと、せっかく個別最適ここまで頑張っておられる熊本市から高校も変わろうよっていうことを、高校までは個別最適で、熊本市は成長することができるんだよっていうのはかなり不登校当事者だけじゃない、いろんなこどもたちにとっても家族にとっても安心なんじゃないかなと思います。

【藤田会長】

はい、ありがとうございます。市立高校もありますし、昨日も必由館の生徒さんとお話できましたので、それぞれの思いはかなり持ってらっしゃるなと思いましたので、その辺のところは少し高校のところですね、高校入試までではなくて、そのあとの生活もというところでもし可能であれば少しその内容を含めさせていただきます。

すみません、予定の2分の1まで行かないといけないんですが、3分の1も行っていないので、後半は、ちょっとやり方考えます。7、8分ほど休憩を取らせていただきます。一旦休憩をお願いいたします。

～ 休憩 ～

【藤田会長】

それでは後半ですね。また再開させていただきます。すみません。ちょっとだいぶ時間を消費していますので、いろいろとまとめて意見を聞くようなところも所々変更させていただければと思います。次が9ページの専門家の配置についてということで、ここはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それからスクールロイヤー、それから不登校サポーターの配置・充実ということで、新規の項目が入ったところが1番目のスクールカウンセラーのところと3番目の不登校対策サポーターのところですね。こういうところもいろいろと連携して意見を聞いていたほうがいいかもしれませんので、このところはまとめてですね、審議をしていただければと思います。1番目のスクールカウンセラーのところですね。こちらのほうは資料で言いますと、「意見のまとめ」のところで6ページになりますでしょうか。「スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置増、処遇改善と支援体制の充実」というところで、新規の項目が「不登校サポーターの配置・充実」、これはごめんなさい、5番目のところは「支援体制の整備と外部性の保持」のところになりますので、①のところと②のところが「支援体制の整備と外部性の保持」になります。ここのところの取扱いが一つあります。

それから、「スクールロイヤー（SL）の配置」のところは特に変更は加えておりませんが、一応2つの下位項目ですね、「スクールロイヤー（SL）の役割とメリット」について、それから「体制整備の必要性」についてというところで分けて記載しております。それから、3番目の「不登校対策サポーターの配置・充実」というところで、これもグループ協議の中で新規に出された案件になりますけれども、不登校対策サポーターとして子どもたちに安定した環境を提供するということでの役割になりますが、①「安定した環境の提供」、②「小学校への不登校対策サポーターの配置」というところで、具体的な施策のところまで含めてまとめさせていただいています。専門家の配置のところで、スクールカウンセラーとソーシャルワーカー、スクールロイヤー、不登校対策サポーターというところでまとめておりますので、どこからでも構いませんので、ご意見がありましたらお願いいたします。

はい、では村田慎委員お願いいたします。

【村田慎委員】

昨日、高校生の皆さんとお話をしたときに、スクールカウンセラーのお話になって、その時に秘密を守ってくれるのか、公平性というのがあるのか。それ以前にそもそもどんな人がいつ来てるのかも大人には知らされてるかもしれないけれども、自分たちはよく知らないというふうに話してくれたお子さんがいました。せっかく、昨日こどもの意見を聞こうということがあったので、少しでも取り入れられた

らと思いますので、スクールカウンセラーのところの文言のどこかに、こどもたち自身が利用しやすくなるように周知するというのを、そういう文言を入れてもらえたらな、というふうに感じたところです。

(3)の先ほどからも話が出てますけども、「不登校対策サポーター」という名前ですね。その表記のところは自分も気になっているので、「不登校対策」というのはちょっと変えていただければと思います。

【藤田会長】

ありがとうございます。スクールカウンセラー等については、こどもたちへの周知をしっかりとしていくところを書き加えるということと、不登校対策のところの対策ですね。支援とサポーターと同じような意味になりますでしょうか。不登校のこどもを使う用語は入れた方がいいのか、ちょっと検討が必要かもしれませんけれども、支援員ですね。学校生活の中でのいろいろに渡る支援員というようなところでの表記になるかは、それも併せて検討させていただきます。ありがとうございました。

そのほかありましたら。はい、富永委員お願いします。

【富永委員】

富永です。私も昨日のこどもたちが、案外スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの距離が遠いし、「誰それ？」みたいな感じでした。あるお子さんは、予約が必要で親の承諾も必要だということで、親との問題があるとお話ができないんだなと思いましたし、男性だから女性がよかったとかいろんなリクエストがあるので、申し込みに至るには工夫が必要でせっかく相談体制を整えても、こどもたちがアクセスしにくいと、もったいないなと思うところです。

10 ページの (3) も含めてということですね、②「不登校の問題」は「問題」と書かなくてもいいのではないかなと思いました。あと、こどもたちは、不登校サポーターとかスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、全然誰が何の役割かわからないというところがあるし、保護者の方も、もしかしたら違いがよくわからないかと思います。それとチーム学校が全員なのか、それとも独立性があるのか、守秘のところですが。あるお子さんがスクールカウンセラーに言ったことを、ずいぶん後になって先生が「あれはどうなったの？」みたいな質問をしたから、「なんで知っているの？」って事になった、「その時どんな気持ちになった？」って聞いたら「二度とカウンセラーに言わない」と。そういう率直なことを言っていただいて、なるほどと思ったところです。大人側の視点だったら、連携して少しでもこどもに良かれと思うことも、こどもたちは、それが大人を信頼しない、それが孤立に向かっていくと次の相談がしにくくなるかなと思いました。

【藤田会長】

はい、どうもありがとうございました。青木委員お願いします。

【青木委員】

ありがとうございます、青木です。基本的にはここで書かれていることでよろしいかと思うんですけど、ちょっと付け足すような感じで。他の部分もそうなんですけど、確かに仕組みとかスタッフ・ポスト・人みたいなのはいいんですが、それ以外にやっぱりハードとか設備備品の観点もやはり教育行政の審議会としては書いていただきたい。

昨日の対話でも、スクールカウンセラーの部屋は奥の院というか、RPG で言うとボスキャラが控えて

るみたいなどころまで行かなきゃいけない。それは行きたくないわけがない訳でありまして、別の人が出入りしてるとか、カウンセリングの世界で普通あり得ないことがあることをふまえれば、学校のハードとか設備とか備品とかそういうようなものも合わせて整備していくことが必要ではないかなと思いました。

また、常勤職としての配置というのは、非常にいいことだと思います。ただ、ここで常勤職という表現に込められているのは、こどもにとっていつでも平日9時から5時までとか、つまり今は毎日いるわけではないということをどうにかする、というのがまず第一義的な意味なんだと思うんです。他方でスクールカウンセラーの側に立場を変えてみると、必ずしもカウンセラーとしては成長したいけど、ずっとスクールカウンセラーであり続けたいと思っている人ばかりではないわけなので、間口を広げる意味でもそのあたりのことをうまく書き込んでいただければと思います。

とにかくこどもにとってはいつでも常時いる人がいるというような状態をまず確保するということがいかなと思います。この辺は、坪田教育長のいらっしゃる名古屋市では常勤化がいち早く進められていますので、その辺りのこともお詳しいと思いますので、私はここまでにしたいと思います。以上です。

【藤田会長】

ありがとうございます。今出てきた意見として、こどもたちに非常に距離が遠いと、誰かわからないという認識の程度のようなので、それをもう少し近づけてあげないといけないかなと思いました。

それから「不登校」という表記のところがあちこち入っているので、このところは最後に一つ一つ検討させていただきます。

それから、こどもにとっての視点と、大人にとっての視点ですかね。これは富永委員や青木委員からも出てきましたけれども、どちらの方に重きを置いて書くか、あるいは目的によってそれぞれ先ほどの比江島委員の話では、証拠としてきちんと記録が残るかどうかなというのは、常勤かどうかということも含めて関係するというご意見がありましたので、そういったところの責任の体制と、これを活用して利用していくというか、支援を受けていくこどもの視点というところを両方書いていく必要があるのかなと思いました。

それから併せて施設ですかね。ここがどこにあるか分からないとか、あまりこどもたちが行かないようなところに置いていたりとか、そこから誰か人の出入りがあるとかということですからごく違和感を感じるかもしれないので、この辺の施設の準備状況も各学校のほうで対応していった方がいいのかもしれないですね。この辺のところも少し参考にさせていただいて、修正を加えさせていただきます。

そのほか、ご意見ありましたら。それでは、村田晃一委員からお願いします。その後平生委員お願いします。

【村田晃一委員】

すみません。村田晃一でございます。スクールロイヤーの部分です。2行目に「教育委員会は人選や報酬を見直し、迅速に体制を整える必要がある」と書いていただいているのですが、見直すものにもまだスクールロイヤーが始まっていませんので。これから作る話なので、ここは表現を修正をお願いします。

【藤田会長】

はい、設置というか、そういうのをきちんと設けないといけないということですね。わかりました。

ありがとうございます。平生委員お願いいたします。

【平生委員】

平生です。先程青木委員に言っていただいたことですが、「不登校対策サポーター」、私の学校ではその呼び方はやめてるんですが、そのサポーターの人のいらっしゃる場所というか、安定した環境の提供というところに、やっぱりおっしゃっていただいたように、非常に今困っているところがあります。現状を知っていただいて加えていただければと思います。非常に、やっぱり子どもたちにとっての利便性や、あまり他の子たちの目につかずに、安心して帰る場所。先生たちが常に様子を見に行けるとか、うちの学校は会計年度職員の方がサポーターになっていらっしゃるの、他の先生と連携を取りやすい場所とか、さまざまな状況を考えて部屋を選んだんですが、もちろんエアコンが入っているとかですね、落ち着けるとか。ただ非常にその人気が高くて、子どもたちがどんどんそこに来るようになったので、非常に部屋が狭くなってしまって、違う場所を探そうにもなかなか環境的に整わないということがあります。子どもたちにとって非常に安心できる場所として有効だなと、この方策も、そしていろんな心理的な意味でも安全で安心して帰る場所になり得ているので、そういうところを各学校にきちんとした環境として、学校で探せて言ってもなかなか本当に探せないというのがあるので、やっぱり一律に学校を挙げて、以前にカウンセリング室とかカウンセラー室を作っていた時のように本格的に考えていく必要があるなと思いますので、先ほどの学校で探すというよりは、ここはきちんとした施策としてそういう場所を確保するということを入れていただけたら有難いなと思います。

【藤田会長】

ありがとうございます。安全・安心に生活できる場所を子どもたちが分かるように、いつでも使えるようにということで、施設の改革が必要かと思います。その辺のところ記載させていただきます。そのほかありましたら、上田委員お願いします。

【上田委員】

上田です。先ほど富永委員がおっしゃったように、昨日の話で中学生の方が親に承諾を得ないとカウンセリングを受けられないということを聞いて、私も実際親に承諾はいらなかったんですけど、カウンセリングを受けたという事実をやっぱり親に知らせなければいけないということで、カウンセリングを受けるたびに親に心配をかけているという罪悪感というものがついてしまったので、そこはどうかしないといけないのかなと思ったのと、このサポーターという言葉聞いて、私は今実際に熊本市消防団のサポーターに入っているんですけど、大学生や高校生でもサポーターができないのかなってちょっと思いまして、ボランティアでもいいので、小中学生方にとっては、年が近いほど親近感があったり、逆にどれだけ経験豊富な大人の方が接してくれて、やっぱり壁というものを感じてしまったりするので、そういう今の熊本市の大学生、高校生の力を借りてもいいのかなって個人的に思いました。以上です。

【藤田会長】

ありがとうございます。これは、熊本大学と熊本市教育委員会の間で 22,3 年経過していますけれども、「ユアフレンド事業」という、これはなかなか学校に出てこられない子どもたちと一緒に時間を過ごす、学校でもいいし、家庭でもいいし、というのがありますので、そういうのを結びつけるような形で大学生と一緒に過ごせるような仕組みを持ってくれるといいかもしれないですね。ありがとうございます。

す。その他ありましたら、森委員お願いします。

【森委員】

昨日のこどもたちとの会話のときに、一番初め、小中学生とで「さあ、みんな困ったことがあったら話してごらん」みたいな感じで言うと、すごいみんな黙っちゃって、最後は「こういうこと、学校でやって楽しかったとかある？」みたいに言うと、みんな目がキラキラし出して「逃走中しました」とか、「雪合戦しました」とかいうことのほうが、こどもたちはやっぱり話しやすいんですよ。それは、このスクールカウンセラーって本当に困らないと利用できないのかっていうところがすごくあって、今の状況だとやっぱり困ってるお子さんが多いので、スクールカウンセラーさんが足りない状況だと、やっぱり困った人優先みたいな感じになるんですけど、もっとお茶会みたいな、ちょっと先生の所に話に行くぐらいの意外とそういう時のほうが、こどもたちは話してくれるんですよ。

なので、これが本当に常勤化して増員されると、そういうことも使えるのじゃないのかなって思います。すごくいつも居てくれる先生に、いつもちょっと話聞いてくれる先生にだったら本当のこと言いたいっていう子はやっぱりいると思うので、そういう活用の幅が広がるといいなって思ったのと、あと、不登校対策サポーターってチャレンジルームのスタッフのことですかね。これちょっとよくわからなくて。学校にいる人なんですね。学校にいるということは、学校に行かないと活用ができないということなんですよ。小学校は、チャレンジルームにいる人じゃなくて、どういう人がちょっとよくわからなくて、ここにバツと書いてあって、わからない人にとっては多分これだけ読むと全然わからないと思うので、新しいものに対しては定義をしてほしいなってということと、あと小学校のこの②を見ると、予防のために使うみたいに伝わるんですけど、一体どういう人なのかがちょっとよくわからない。

やっぱり学校の不登校の対策の問題って、学校に行かないと何もできないって言われるっていうことが一番大きくて、この人たちがいるなら学校に来られるっていう意味なのか。ちょっとそこが私これ文章読んで誰のことを言ってるのかちょっとわからなかったんで、そこを明確に定義するのと、多分中学校にしか無いっていうことは、そういうことだろうなと思って人はいるんですけど、それを小学校に入れると将来的な不登校を防げるって書いてるんですけど、不登校対策サポーターは、予防とかいう存在なのかなというのはちょっとわからなかったんで。今、無い小学校に導入するのと、今使っている中学生に、ということをちょっと分けて書かないと分かりにくいかな、というのはすごく感じます。どういう人なのかとか、それがちょっと分かるといいなと思いました。

【藤田会長】

少し、ここはグループ協議の内容をもう一回整理させていただいて、その理解が混同しないように書き方を工夫させていただきます。ありがとうございます。

富永委員お願いします。

【富永委員】

2点あります。1点は、昨日スクールカウンセラーの利用とかで西村委員とご一緒したんですけども、西村委員が教師の立場からということで、教育を受ける権利が本当に大事でもあり、相反するものかなと思ってですね。例えば授業中に行くのか、昼休みを使うのか、それによってこどもたちの予約がいっぱいで積み残しがあるとかですね、そういうことも整理しないとけないなと思いました。

もう一点は、不登校対策サポーターというのは、私は全く新規にできるものだと思っていたので、今

ある学校の様子はよくわからないので、それは整理していただきたいと思います。

【藤田会長】

ありがとうございます。坪田委員お願いします。

【坪田委員】

2点ありまして、スクールロイヤーは、先ほどの部分以外は決着しているような感じなんですけど、今、名古屋市の動き的には少しまた進化してまして、代理機能を持った形で、これは結構弁護士会でも賛否あるらしいんですけど、代理機能はないアドバイスだけだと、結局やるのは事務局職員とか学校になって、そこでうまくいかない部分が多いということで、保護者に直接対応していただくということが大きな縛れを防ぐということになるのではないかとということで、来年常勤の課長級の職員として事務局に置こうと今定員要求してます。

村田晃一委員に聞かないといけません、この代理機能について現実的に機能すると思われるのかどうかという話と、あと処遇ですね。課長級で本当に来てくれるのか問題ってなって、他の市で聞くと、やっぱり常勤で弁護士さんを置くのは教育委員会じゃないんですけど、首長部局に置く場合でも、部長級だとかいう説もあるので、その辺、本当に人材を得るためにはどういう処遇が望ましいんだろうっていう、この場で聞くのもあれですけど、ちょっとお聞きしたいです。

もう1点、先ほど青木委員からのスクールカウンセラーとか、確かに名古屋市もずっと常勤でずっとその仕事なので、本当は福祉とか医療機関とか回ったほうが、もっと幅広い目線で成長するんじゃないかという説もあるので、我々もちょっとこれは研修で何とかしようとか、あるいはうちはもともとロサンゼルスを実例で参考にしてるので、この前も2人のスクールカウンセラーがロサンゼルスに行ってもらって、プロフェッショナルとまた対話してもらったり、現場でのカウンセリングの動きを見てもらうということで、それを還元してもらうことで成長してもらおうとかですね。これはやっぱり努力が必要かな、というのを感じるところです。これは感想です。以上です。

【藤田委員】

ありがとうございました。村田委員お願いします。

【村田晃一委員】

スクールロイヤーは、代理人を前提としたスクールロイヤー制度にすべきだ、というのが確かにあるんですよ。そうしないと、単に「学校にこうしたらどうですか？」と。結局学校の先生方が対応する。これだと負担軽減にあんまりならないので、弁護士がやるべきだという話は前からあって、そうなったほうが望ましいかなと思います。ただ、熊本県弁護士会の現状でいくと、誰を送り込むかというのはとても悩ましい。私は児童相談所をやっているんで、それでも困ってるんですが、全国の児相が弁護士を置いてしばらく前からなっています。ただ、どこの児相もなかなか用意できていません。で、やっと誘って福岡とかいろいろできてますけど、熊本は県は常勤がいたのですが、それがやめてからはいません。市はやっと来てくれましたという状態。私は県も市も関わってますが、募集をかけてもかけても来ないです。常勤で児相に勤めてるなら、事務所をたたんで行かなきゃいけません。勤めてる間は公務員並みの給料で、市の児相の弁護士はまあまあもらってると聞いています。悪くない数字をもらってるようです。そういう待遇でその間はいけても、任期が終わって事務所に帰ろうとした時に、もうお客さん

は離れてるし、事件がいつ起こるかわからないし、という状態ではなかなか行けないんですよね。だから兎相でさえ、苦勞している状態でそうやってスクールロイヤーを募集して誰か手を挙げるかは、現実的には厳しいのでは、という気はしています。ただ、先生のおっしゃる通りで代理人機能を兼ねたスクールロイヤーを私も置けるならば置いた方がいいというふうに思っているところです。

【藤田会長】

はい、どうもありがとうございます。もうだいぶ時間を使ってしまいましたので、次の項目に移らせていただきます。

11 ページから 12 ページですね。「教職員等研修の充実について」ということで、先程教員の対応について、「問題を起こした教職員の担任変更等の指針」で少し議論していただきましたけれども、学校の管理職の危機管理対応力の強化ですね。特に管理職にある校長先生の力量形成になるのでしょうか。ここについては中間答申からは特に大きな変更はありません。項目を 2 つ整理させていただいて、危機管理対応力は必要ですね、ということと、それから研修をどんな方向に進めていくかということとで事例ですね。ケーススタディによる研修の有効性というものをまとめさせていただいています。追加で新しく出てきたところが、(2)「教職員が自らの問題行動に向き合える研修」というところで、このところは、個別資料の 7 ページに、ここにいろいろと意見をいただいています。問題行動の自己分析はそのままに載せていますが、「外部専門組織との連携による研修の充実」、それから「ロールプレイや事例共有による学び」、「定期的な感情コントロールの指導」ですね。こういったところが追加項目に挙げられています。そして、(3)の「保護者が課題に対応する知識・スキルを学び、情報を共有する体制の整備」については、中間答申の内容そのまま項目を 2 つ下位項目として設定して、少し記載の仕方に修正を加えている程度です。①の方は「保護者との協力体制の構築」、②の方は「情報提供の多様化とアクセス向上」についてというところで、一応「教職員等研修の充実」というのを管理職の立場、それから教職員の立場ですね。それから保護者の立場というところでまとめていますけれども、これにつきまして何かまたご意見等がありましたら、ご自由にご発言いただければと思います。

はい、では富永委員お願いします。

【富永委員】

11 ページの(2)に「感情コントロール」という文言がありますけれども、次のページのアンガーマネジメントと別に捉えてよろしいですか。

【藤田会長】

多分同じような内容で捉えてもらえればと思います。④のところになりますかね。感情コントロールの指導のところ、12 ページになりますでしょうか。最初のところの説明のところですね。感情コントロールのところですね。

【富永委員】

「感情コントロールを学ぶ」と、「アンガーマネジメント」という文言がありますね。これはもう意図的にですか。

【藤田会長】

統一してもいいかと思います。内容としては、自分の感情をコントロールできなくて、そのままこどもにぶつけてしまうような状況での教員に求められるようなコントロール力ですね。少しちょっと多義的に理解されるのであれば、用語の整理をします。ありがとうございます。

そのほか、ありましたら、お願いいたします。青木委員お願いします。

【青木委員】

ありがとうございます。11 ページの (1) の②、12 ページの③に関してですが、何らかの教材を作るということですね。それで、教員が教員の自らの行動を振り返るための教材なわけですが、そこで作られる教材をモニターチェックやユーザーチェックする工程が一つあるといいかなと思います。こどもたちに見てもらって、自分たちがどう位置づけられているのか、その位置づけられ方に違和感があるんだったら是非意見を言ってもらって。昨日の対話でも、学校のルールで、たとえば廊下を走ってはいけないという決まりがあるにもかかわらず、先生のほうが走ってるとかですね、それはお忙しいので、働き方改革も別途必要なんだと思うんですが、そういうようなこともあったりして、つまりここで問われているのは非常にシビアな教員の不適切なことだと思うんですが、もう少し幅広く考えた場合、日常的にやっぱりあれって思うようなことがこどもたちにとってもあるわけですから、まずはそういうような裾野を広げて、教員ご自身が振り返る機会があって、教材があって、さらにシビアな事例について、両方についてこどもからの意見を聞くということがいいのではないかと思います。以上です。

【藤田会長】

ありがとうございます。実際にそれを使えるかどうかというのは、検証をしないとはいけませんし、また併せて効果も見ながら改善しないといけないところもあると思いますので、そこを繰り返ししなければいけないと思いますけれども、誰の立場からかというのは、やっぱりこどもの方にも「これで先生、少しでもよくなるかな、変わるかな」とかいうようなところの意見を聞いたほうがいいかもしれないですね。こどもの立場をもう少し何個か入れさせていただきます。ありがとうございます。

そのほか、ありましたら、お願いいたします。はい、南部委員お願いします。

【南部委員】

ここだけ見ると、「教職員等研修の充実について」というふうに謳っていて、1 番目が管理職について、2 番目が問題行動を起こした教員についてということで、管理職と問題を起こした人じゃないと研修の対象にならないのかって思えるんですね。むしろ問題行動を起こしているかどうかというのを、例えば周りが見て判断できるような能力をつけるとか、そういった危機管理能力をチームとしてつけるっていうのがすごく大事だと思うので、そういった意味でも、真ん中の抜けているところに、研修という形以外のやり方もあるのかもしれないですけども、何かあったほうがいいかなと思いました。

【藤田会長】

ありがとうございます。対象を限定しすぎているんじゃないかということで、本当にチーム全体として、学校で研修に取り組むというのも大事だと思いますね。少し枠組みを作って修正する必要があるかと思います。ありがとうございます。

そのほかご意見がありましたらお願いいたします。では、富永委員お願いします。

【富永委員】

富永です。自らの問題行動に向き合える研修で、もし、こどもたちが、「あの先生の言動がすごく辛かった」とかいうことになったら、カメラの映像の要求とかされる。それを研修に使うのかなと思ったんですが、そういう使い方が有りなのであれば、ここに入れてもいいかなと思いました。

【藤田会長】

直接使うのは難しいのではないかなと思いますね。今まで中間答申を検討するまで、昨年度も今年度もそうですけども、熊本市から出していただいた事例はそのままではなくて、一応現実からは少し距離を置いた事例の出し方だったので、その辺は多分配慮した上での研修になるのではないかと思います。

【富永委員】

もし何かトラブルがあってこどもの方から何か言われたときに、何があって、どこが不適切だった、こどもがどう思ったかっていうところの、いじめと一緒にですけども、その証拠みたいなお互いの言い分を言う時にカメラが出てくるのかなって思いました。この部分では不適切かもしれません。

【藤田会長】

そうですね。ちょっとそこは検討しないといけないかもしれません。ありがとうございます。

それではすみません。ようやく今半分経過したところで、ちょっとまた時間が押してきていますが、次は「学校における体制整備」ですね、こちらのほうに移らせていただきます。こちらのほうは項目ごとにありますけれども、まず、「複数教職員による指導・支援体制及び児童生徒が相談しやすい校内相談チーム」。これは追加の項目が出ています。それから(2)「児童生徒の権利を守るためのルールの共有」。これは中間答申のままで、大きな変更はございません。それから(3)「いじめ等重大事案における第三者による客観的調査と調査内容の再発防止への活用」ですね。これ位のところをちょっと見ていただければと思います。(2)と(3)はそのまま中間答申を指定します。(1)のところが追加の項目のところで、①も②もそれに該当するかと思いますけれども、「複数教職員と触れ合う機会の確保」ということで、チーム担任制についての話を何回か意見交換させていただいた時がありましたけれども、そのところが一つ、それから、そういうことによって、できるだけ相談しやすい環境をどこでも相談できるようなどころでというところで、「環境の整備」というところが②で入ってきています。「児童生徒の権利を守るルールの共有」のところは、共通理解を促進するルールの整備ですね。それから「児童生徒の主体的な参加を促す評価基準」というところですね。これはそのまま中間答申のままで。 (3)「いじめ等重大事案における第三者による客観的調査と調査内容の再発防止への活用」についても、これは「教職員への調査報告書の共有」と「加害者への指導と内省の機会提供」、というところで中間答申のまま挙げさせていただいています。少し範囲が広がりますけれども、これにつきまして何かご意見がありましたらお願いいたします。

末富委員お願いします。

【末富委員】

先ほどから何度か出ているんですが、こどもとの相談内容をどこまで守秘義務として守るのかということを、ちゃんとこどもにも示しておかないといけないはずですよ。確か心理職も福祉職も、基本的にクライアントの言ってほしくないと言ったことは言わないはずなんですけど、学校だけは治外法権になって

いる気がして非常に違和感があります。

例えば、イギリスの場合には、「犯罪や虐待に関することだけは守秘義務は守れないんだよ」というのは子どもにも伝える。それはカウンセラーやソーシャルワーカーだけではなくて、全ての人が子どもに相談されうるトレーニングを受けるので、例えば週に1,2回しか来ないような支援の人でも、もしも相談を受けたら、子どもが「秘密にしておいてほしい」って言ったことの中で、虐待と犯罪に関することだけは、それは守れないんだって伝えなきゃいけないという最低限のルールはあるんです。

逆に、それ以外のことは子どもに相談されて「秘密にしておいてほしいよ」って言われたことは守るみたいな。最低限のルールは子どもにも共有しておかないといけないはずですよね。そもそも子どもが相談するって相当勇気があることでもあるので、そのときに秘密が守られないっていうのは、本当に子どもをバカにした行為というか、全く権利が尊重されていない状態ですので、そこまず必要じゃないです。体制整備といったときに、教職員やいろんな方が出入りされますけれども、子どもに関わる大人に「そのルールは最低限みんな共有しましょう」と。子ども自身や保護者にも「そういうルールなんです」ということですよね。それが多分(2)とつながっていきまして、「いじめや体罰などの権利侵害を防ぐため」と書いてありますが、学校で発見される権利侵害が児童虐待も含めていろいろあるので、そんな決め打ちしないほうがいいと思います。

あと14ページの一番下のあたりに「児童生徒が主体的にいじめ防止活動に参加できる評価基準」と書いてありますが、なぜいじめだけなのか、教職員の不適切指導についても別に子どもとディスカッションしながらルール作ってもいいわけじゃないですか。ということも含めて、もう少し幅広い参画を認めるのが良いのではないかなと思いました。「いじめや体罰だけですか？」ということも含めて、「学校の課題点もつといろいろありませんか？」と、もう少し学校生活の中で起き得る問題について包括的な権利を認めていく方が重要じゃないですかね。以上です。

【藤田会長】

ありがとうございました。子どもの相談内容をきちんと守秘義務を守れるかどうかですね。子どもたちにきちんとルールの説明ですね。それらのところをきちんと行うというところを押さえるというのが一つですね。

それからいろいろと権利侵害は多岐にわたるので、いじめや体罰というところでは非常に定義が狭いのではないですかというところで、生活上起きうるようなトラブルですね。そういったものを包括的に扱えるような説明の書き方にした方がよろしいのではないかとというところで、これはその通りだと思います。そここのところをなるべく反映させられるように修正してまいりたいと思います。

そのほかご意見がありましたらお願いいたします。では出川委員お願いします。

【出川委員】

昨日のこどもの話の中で「先生などに相談はできる。ただ相談した後、軽くあしらわれた」というか、「大したことは無い」という様な言い方をされたとありましたので、相談できる体制と同時に、どう子どもに返していくか、フィードバックしていくか、仕組みがこどもの意見表明権を保障していくうえで必要だと思いました。

また、先ほども末富委員の話がありましたけれども、いじめなどでなく学校のルールに対する意見とか先生の発言に対して、自分が思っていることを言う場がないということなので、そういう学校のいじめなどではないものに対しても、意見が見える仕組みが必要だと思います。

【藤田会長】

はい、ありがとうございました。こどもが相談しても、それにきちんと教員が答えないケースもあるということなので、これをきちんと学校全体でこどもだけではなく、教員の方もきちんとルールを守るというところをお互いに了解し合うような内容に強調した方がいいかなと思います。そのところを中心に少し説明のところを修正させていただければと思います。はい、村田晃一委員お願いします。

【村田晃一委員】

14 ページの(2)の冒頭の説明部分と 15 ページ①両方に、「教育委員会がルールを策定し、入学時に保護者や児童生徒に説明する」と。これは、入学時だけやればいいということではないのではと思いますので、ここの表現は悩んでいます。

【藤田会長】

大阪の事例で、入学のときに説明というのがありましたが、それだけに終わらずにというところですね。ありがとうございます。坪田委員お願いします。

【坪田委員】

私も、昨日のこどもたちの意見を聞いて、こちらから振る前に自己紹介の段階で「中学校のときチーム担任制でよかった」というのが出たので、他の高校生からも「ローテーション方式で同じ教科でもいろんな先生から学ぶ機会があって、あの先生がわかりやすい」とか、「こどもから選んで質問に行ける」とか、「心の悩みとかそういう事だけじゃなくて、教科のこともより自分にフィットした先生に質問しやすくなって良かった」という意見があったので、このチーム担任制は大切なわけですね。こども自身が言っていたので、「チーム担任制は全てを学校で導入する」というぐらい書いて、これだけこどもが望んでいるのだからいいのではないかなと。いろんなものを解決できる。先生の負担軽減ってということが書いてありますけども、前半に書いてあるように、こどもの主体性とか、やっぱりこどもは先生をよく見えますね。振り返っても。小学生、中学生の現役もそうですけど、高校になってから小中振り返っても、こういうシステムはよかったとか、みんなわかっているんですね。だから私はもっと学校も、本当にこどもの意見を聞いて、より良いシステム、一律じゃなくて、こどもによってもちゃんと選べるとか、こどもの選択権がちゃんと保障された形で、ある学校だけそうするんじゃないで、全ての学校でそういう恩恵にあずかれるようにするってことが結構いろんな問題を解決するし、こどもの成長にもつながる策ではないかなというのを一つ感じました。

もう一つ、②のところなんですけど、学校のファシリティをいろいろ考えることによって相談室とかですね、これが大事で、実は今カウンセラーさんが使う相談室とかはあったりとか、余裕のある学校はいろんな部屋を作れると思うんですけど、余裕のない学校はカチカチの特別教室をあまり使っていないかもしれないけど、カチカチの感じになってて、実は、こういうこどもとフランクに相談できる部屋とか、プライバシーを守る部屋が結構限られている問題があると思うんですよね。だから、例えば職員室のあり方自体を見直して、一人に一つ机というのを止める。結構海外に行くと、カフェの大机みたいなのにみんな座ってるみたいな。一人ずつの引き出しもなくなれば、個人情報などのリスクも少なくなるし、もっと会話がしやすくなるとか、書類を作る部屋、教材を作る部屋とかは分けて、こどもと相談するスペースをどんどんパーテーションで作っていくみたいな事は、大きな予算をかけなくても出来る

のではないかなと思います。

これまで職員室はこうあるべきだとなっているから、なかなか変えられないだけじゃないかなと思うので、是非、こどもが様々な方に相談に乗っていただけるようなファシリティの変更なども打ち出したらどうかなと思います。

【藤田会長】

はい、ありがとうございます。こどもたちの意見の中で、チーム担任制を評価するという意見ということなので、これはもう少し進めていってもいいのかもしれませんが、併せて、施設の整備も、チーム担任制に合うような教員の部屋ですかね。コーディネートみたいなものも少し可能であればできるかもしれないですね。いろいろと可能性があるように思います。ありがとうございます。

ちょっとまた時間がないので先に進めさせていただきますが、後で変えてもらっても構いませんが、4番目の「迅速な初期対応体制」、これは追加項目が入っております。①「危機管理体制の整備」は最初中間答申のところで出ていますが、②「不登校事児童生徒への支援」については新規に追加されています。初期対応のところを書いていますけれども、フレンドリーオンラインの活用というところが記載されています。それから、(5)「効果的な人権教育研修の実施」というところで、これも新たに追加されている項目がありますね。①「人権教育研修の必要性」。これは実施が不可欠だというところでまとめさせていただいていますが、②「教職員の内省と相互尊重」、それから③「人権教育カリキュラムの整備」ですね。学校全体で人権について学んでいくようなカリキュラムを整備していくというような記載かと思います。それから、(6)「不適切指導の基準の明確化」というところで、前半の部分の審議に関連するところかと思いますが、これは中間答申の内容をそのまま記載させていただいています。①「不適切な指導の基準の明確化」するということです。それと②「児童虐待防止の視点」をそこに加えていくということです。ちょっと多いですけども、「迅速な初期対応体制」、それから「効果的な人権教育研修の実施」、「不適切指導の基準の明確化」というところでご意見いただければと思います。

どなたでもご自由にご発言いただければと思います。では、末富委員お願いします。

【末富委員】

まず「迅速な初期対応体制」なんですけど、何に初期対応しようとしているのかが、ここだけではわからないです。あと、「危機管理対応」もこの答申全体が多分それなんですけど、どのような事案に対応しようとしているのか、少なくとも例示は要りますよね。いじめだったり暴力行為だったり。

合わせまして、「不登校児童生徒への支援」なんですけど、今、熊本市のホームページを確認したら、フレンドリーやフレンドリーオンライン以外にもかなり多くの選択肢が、例えば民間のフリースクール一覧がちゃんと掲載されているので、現行の教育委員会の取り組みに準拠したほうがいいんじゃないでしょうか。こどもたちは驚くほど自分たちの選択肢を知らないんですよ。私も中高生に SNS 使って調査したら、フリースクールを知らない中高生が5割です、この国では。

特に関心を持たずに生きてきた人生でもあるけれども、逆に言うと自分たちが持っている権利だとか選択肢を知らないの、不登校になって教えるのではなく、前のほうにも書いてありますが、そもそも入学時だったり、新学期ごとに新学年ごとに1回ずつは確認していくとかも含めて、不登校になってから知らせるってこと自体が発想を変えていったほうがいいかなということです。

就学診断で不登校について説明するって書いてあるんですけど、不登校じゃなくて、学びの選択肢を説明するほうがよくないですか。それと保護者、児童生徒への支援も大事なんですけど、保護者へのサポ

ートもここに改めて追記しておくべき必要があるはずですが、ということです。以上です。

【藤田会長】

ありがとうございます。これは、通して目標、目的がしっかり定められていないので、何に対してですか、というのはおっしゃる通りかと思います。そのところを、もう少しはっきりさせるようにしたいと思います。

管理体制の整備のところも、どのような事案に基づいて、というところも具体的にあったほうがいいと思いますので、もう少し検討が必要になってくるかと思います。

それから、熊本市の方で実際にいろいろと選択肢を用意しているということなので、その取組状況に加えたところで、この内容をもう少し詳細に出していくということですね。

それから保護者への説明支援ですね。子どもがいろいろな選択肢の中から自分の学びについて選べるような形の趣旨ですね。これを文章の中にも盛り込んでいきたいと思います。

ありがとうございます。そのほかありましたらお願いします。では、南部委員お願いします。

【南部委員】

(4)の①の「危機管理体制の整備」というところなんですけど、危機管理対応マニュアルフローチャートというのが結構上から降ってきて「全校でこれ徹底しろ」という風によくやられますが、校長の机の上に積んだままで誰も見ないみたいなのがよくあるんですよね。これは私の個人的な経験からなんですけど、結構、養護教諭なんかはすごく危機意識が高く、私個人も、「うちの学校の先生たちが危機意識が無さすぎて怖い」とって、すごく相談を受けるんですね。どうすればいいかっていうことをよく聞かれてるんですけど、例えば大きな会社のように危機管理対応チームみたいなものを各学校に作って、養護教諭を中心に、例えば3人とか4人とかいうチームにして、その人たちはある程度意識の高い人たちできちんと研修を受けたりだとか、そういった他の学校との情報共有をしたりという役割を担うようなチームを置くということで、だいぶ変わってくるかなと思っています。これは個人的な意見です。

【藤田会長】

はい、どうもありがとうございます。少し修正できるところは修正させていただければと思います。そのほかありますでしょうか。よろしいですかね。

それでは次ですね。5番目のところ、(5)と(6)です。こちらのほうは、グループ協議の中で少し項目が追加されています。(5)「効果的な人権教育研修の実施」ということで、項目としては必要性をまず①で謳っています。②のところでは「教職員の内省と相互尊重」ですね。それから③「人権教育カリキュラムの整備」というところですね。このところが新たに加えられています。

そして(6)「不適切指導の基準の明確化」。これは中間答申のままになっていますが、下位項目を2つ整理して内容をわかりやすく書いています。①「不適切な指導の基準の明確化」と②「児童虐待防止の視点」ですね、この辺のところ、また委員の皆さまのご意見いただければと思います。

ご自由にご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。はい、末富委員お願いいたします。

【末富委員】

「内省」という言葉が前の15ページにも出てくるんですけど、内省したかどうかは測定不可能なので、まず15ページの下のところですけど、「加害者への指導と内省の機会の提供」と書いてあるんで

すが、すごく上から目線の言葉なので、「加害者への支援と改善の機会」みたいな言い方のほうが、よろしいかなと思います。

【藤田会長】

そうですね。支援と改善の機会ですね。

【末富委員】

それから16ページまで戻りますけど、「教職員の内省」と書いてありますが、内省というより必要なのは望ましい言動についてアウトプットできることなので、内省じゃなくて振り返り、適切なこどもの関わりを理解できるという、表現し行動できるかということに尽きると思うので、そのような書きぶりに…。

【藤田会長】

反省し改善できるかということですかね。

【末富委員】

多分、全ての教職員対象なので、いちいち反省する必要もない人も結構いらっしゃるんじゃないかとは思いますが、ただ改めて、こどもの人権教育と書いてありますが、こども自身の尊厳や権利を尊重するというのがこういうことじゃないかというふうに、先生たちで話し合ってもらうワークショップ。私も時々するんですけど、結構皆さん具体的に表現し、このように行動してますって、言える方とそうじゃない方と分かれるんですね。という意味で言うと、「自分の自省を振り返り、さらにより良い関わりについて考え行動できる」みたいなほうが、先生方にとってもよろしいじゃないでしょうかということです。

それから(6)の「不適切指導」なんですけど、1行目に「判断が難しい」と書いてありますが、判断が難しいのではなく、国の法制や指針がまだ整備されてないということにつきます。判断は難しくありませんよ、と思いますので、国の法制や指針がまだ整備されてないというふうに、現状を表現したほうが適切かと思います。以上です。

【藤田会長】

では、ここは、国の法制や指針がまだ整備がなされてないので、という表記でもいいということですか。はい、わかりました。ありがとうございます。

あとは内省のところですね。こここのところの表記が抽象的で、何を見ながらどう改善していけばいいかというところが、客観的に読んでわかるような書き方にちょっと変えなければいけないということですね。その辺のところをまた検討させていただきます。

そのほか、ありましたらお願いいたします。よろしいですかね。またありましたら、後ほどでも構いませんので、お願いいたします。

それから4-3ですね。「こどもの権利サポートセンターと教育委員会・学校が役割分担する体制整備」ということで、こちらの方は一つの項目ですね。これは中間答申のままになっています。「こども局に設置されたこどもの権利サポートセンターの活用が期待される」ということで、①「相談対応の役割分担」から②「教育委員会との連携」というところで、まとめさせていただいています。

それから、次のところにちょっと入ってよろしいでしょうか。4-4「関係諸機関と役割分担できる体制整備」というところで、ここも中間答申をそのまま見出しをつけて整理させていただいているところです。(1)「資格保持者数や養成期間の状況調査」。これは社会福祉士、公認心理師ですかね。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつながるような人材のリソースになるかと思いますが、この調査についてが①、それからそういう育成している大学との連携を強化するというところが②になります。

それから(2)「児童相談所や法務少年支援センター等との連携」というところで、ここも中間答申のところで記載されている内容の項目を2つに分けてまとめ直していますけれども、大きな内容変更はございません。①「警察への相談基準の明確化」と②「児童相談所との連携」、それから(3)「学校以外の機関による保護者対応」というところで、こちらも中間答申のままになります。弁護士などの代理人を立てる仕組み。先ほどの意見もちょっと出ていたかと思いますが、代理機能の所になりますでしょうか。必要に応じて警察などの外部機関への相談も行うということで、①「弁護士等との代理人を立てる仕組み」、②「外部機関との連携」ですね。

そして最後の4番目です。ここまでのところで4項目ぐらいありますけれども、ご意見がございましたらお願いいたします。大きな追加事項等は含まれていない項目になります。

はい、比江島委員をお願いします。

【比江島委員】

これは用語の問題なのかもしれませんが、「社会福祉士や公認心理師などの資格保持者」とありますが、多分、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理師といったものがいっぱい乱立しているので、それぞれがどういう意味があって、それぞれがどういう資格なのかというのは、多分あまり知られていないわけです。社会福祉士と精神保健福祉士は似たようなところで一緒に取れる人もいるので、両方持っている人もいます。公認心理師というのは、これは厚労省の資格なので、保険点数を算定するのに必要な資格なので、これは学校とは直接どう関係するのかなという。それだったら異論はあるかもしれませんが、臨床心理師なんだろうとか。ただ両方持っている人も圧倒的に多いと。それぞれの職種で、暫定的に資格を取れる期間にたまたまそこにいなかったとかで、取れなくて片方しか持っていない人もいます。

あとは教員と公認心理師はいっぱい持っているけれども、実際にはカウンセリングしたことはないという。この辺りは知っておいたほうがいいのか、と思います。この書き方だと多分何もわかってないんだろうなという人が書いたとしか見えないと思います。

【藤田会長】

今の精神保健福祉士、臨床心理士も一応加えて、資格としては1つの場合もあれば、複数の場合もあると。

【比江島委員】

精神保健福祉士/社会福祉士というふうに名刺に書く人が多いです。

【藤田会長】

そうですね、わかりました。その辺は先生に相談させていただいて、記載事項をまとめさせていただ

きます。

【比江島委員】

あともう一つは、児相との連携のところですか。私も児相の嘱託をやってますけども、「児童生徒や保護者が児相に相談した場合や、警察からの送致があった場合に」ということですが、何人も児童虐待を見つけたら児相と連携しないといけないというのが大前提の法律のもとで我々がやってるわけですから、児相とは必要な時には相談を気楽にというか、スムーズに連携・相談できるといいなと。

通告するというのが誰がどこにどう通告するかというのが、みんなが通告したことに責任を問われるんじゃないかと思って心配で、いろんな行政機関とか医療機関は「虐待対応委員会」というのを作ってこれに当てはまったら通告しましょうとか。通告は、言い出した人が責任を問われるのも怖いから、管理者の名前にしましょう、とかいろんなところがそういうのを作っているんですね。学校現場でも担任の先生が「これ虐待かな」、「給食費持って来てないな」とか、この辺りがスムーズにできるっていうのは必要なんだろうなと思いました。その書き方だと、普段はめったになくて、大事になった時だけっていうふうに頭に浮かぶのかな、と感じました。

【藤田会長】

日常的にやっぱり連携を常にしておくようなイメージですかね。

【比江島委員】

要対協との兼ね合いもあります。要対協という地方自治体に作るところがまず入って、そして児相に相談しながら動くというようなその法律上の仕組みがあるので、そこもわかってないと難しいんじゃないかと思います。

【藤田会長】

はい、わかりました。そのところ、法律的な事項を整理させていただきます。ありがとうございます。

そのほかございましたら、お願いいたします。富永委員お願いします。

【富永委員】

富永です。18ページの「こどもの権利サポートセンターの活用」なんですけれども、その下の2行目に書いてある「活用が期待される」ところですが、その上に「教職員に負担をかけている」という前文が入ると、教職員の負担軽減のために、こども権利サポートセンターがあるような印象なので、これはもったいないなと思います。それこそ、年度初めに、「こどもの権利サポートセンター」というのがあるというのを保護者やこどもたちに告知してもいいのかなと思います。

先程、西村委員が情報公開の時にとても大変で、迅速に情報公開がなかなか求められなかった。そういうときに、こどもの権利サポートセンターの方が一緒に寄り添ってくださったり、そういう機能もあればいいなと思ったんですけど、これだと役割分担で、あたかもつながっているような感じがすると、独立性があるのだからないのだからよくわからなくて、使い勝手が悪いような気がしました。紹介のパンフレットが、あるんだったら、配っていただきたいと思います。

【藤田会長】

ありがとうございました。これは、何のためのセンターかというところを、こども・保護者のためにいつでも相談してほしいというセンターの役割が重視されていると思いますので、理解していただけるように周知を徹底することで、パンフレット等もあればそこも加えて説明するような形で、まずその情報をきちんと提供するというところを記載させていただきます。ありがとうございました。

それではすみません。時間の関係上、先にちょっと進めさせていただきますけれども、(4)のところの「外部から助言と評価を得られる学校の体制整備」、これについて追加事項が一つ入ります。それから、「教育支援センターやフリースクール等」、これも追加事項が少し入っていますので、こちらの方を少しご意見いただければと思います。こちらの方は①「コミュニティ・スクール(CS)の役割」、それから②「地域の支援体制」、③「こどもの参画」と、いずれも項を加えて説明をするような形での修正になります。それから、(5)の「教育支援センターやフリースクール等の学校以外の学びの場を選択できる体制」も、①の「学校外の学びの場の提案」は中間答申に書かれていますけれども、②「社会との連携と理解」のところですね。それから、③「個に合わせた学びの重要性」、④「情報発信の強化」。これはグループ協議のところで出てきた意見をまとめさせていただいています。こちらのところでまたご意見いただければと思いますが、はい、では中西委員お願いします。

【中西委員】

中西です。「コミュニティ・スクール」のところ、20ページの(4)の書き出しですけれども、これは「教育委員会は学校に権限を移譲し」、しかも「独立機関の設置」。この独立機関というのは、コミュニティ・スクールのことをもし指しているのであれば、ちょっとこれは言い過ぎではないかと思います。

さすがに独立機関という程の存在ではないと思いますし、そういうところを省いた形での表現でいいのではないかと思いますので、その中でこどもの参画を考えていくというのは、非常にこれまでないような取り組みだだと思いますので、ぜひ進めていただければと思います。以上です。

【藤田会長】

はい、独立機関のところ、ここは省略して誤解のないように対応させていただきます。ありがとうございます。

その他ありましたら、はい、青木委員お願いします。

【青木委員】

青木です。コミュニティ・スクールというか、(4)についての意見なんですけれども、中西委員もおっしゃったように、国の制度である「学校運営協議会」、地教行法に基づいたあれを設置するのか、それとも上乘せというか、それにプラスしてアレンジした仕組みをここで言うコミュニティ・スクールと言っているのか、そういったあたりを整理する必要があるかなと思いました。

さらに、「閉じた学校」問題の解決には、コミュニティ・スクール(CS)の導入が重要である、という部分や、ここで示されている内容の目的と手段が本当にそうなのか、というのが気になりまして、そもそも閉じた学校問題ってその前にどこかに出てたかしら、というところとよく分かりません。

仮にあったとしてもずいぶん離れたところにあるはずなので説明が必要だと思います。そうすると①、②、③と分割されて出ていく中で、熊本市版ということを考えると、そもそもこの審議会自体の理念の一つが地方からの、熊本市らしい発信ですので、例えばせめて③は②よりも前に持ってきたらどうです

か。もっと言うと①に③のものを持ってきたらどうですか、ということをお願いしたいと思います。

確かに最近、コミュニティ・スクールは、国の政策の方向性も自治体の実態も、支援の機能は非常に注目されてるわけですが、それは判断の余地のあることなんだと思うんですね。熊本市としては支援機能も期待するんだけど、やっぱり③「こどもの参画」なんだということであれば、これは全面的に、どこまで制度設計の細かい話をここに書き込むかは別として、出川委員も先ほどおっしゃったように、国で言う三権限の二つ目、「学校運営に関する意見」というところに、こどもをちゃんと正規の委員として入れて、意見表明をするみたいなことまで考えていくのはいいかなと思います。その辺はちょっと事務局でもご検討いただければと思います。

あとは設置の単位ですね。せっかく市立高校がある自治体ですので、小中高一貫通貫で置いてみるとか、いろんなパターンが考えられますので、その辺もご検討いただければと思います。

【藤田会長】

はい、多分、市教委の皆様のご意見、お考えを確認しながら、できればこの熊本市版の教育改革、教育行政改革というところであれば、こちらの方ももう少しアピールした書き方にしてもいいかもしれませんね。「こどもの参画」というのは、昨日もこどもの意見を直接聞くことによって、今日の審議の内容も大きく変わってきたように思いますので、こどもの力はすごく大きいなと思います。少しこのところですね、熊本市に特色がよく出るような形でまとめ直すことができないか検討させていただきます。

そのほかありましたら、お願いいたします。末富委員お願いします。

【末富委員】

中西委員、青木委員からも、コミュニティ・スクールの部分についてやっぱり「こどもの参画」っていうのがすごく大事ですよ、という話があったので、多分書かれる場所はここではないと思います。

むしろ、4-2の「学校における体制整備」としてどんな学校でも、熊本市の学校ではこどもの参画をして、学校の先生だけじゃない、いろんな立場の大人と若者と一緒に考えて作るんだよっていうところじゃないかなと思うので、4-2に移されてはどうでしょうかということです。

それから、独立機関の話なんですけど、「グループ協議の主な意見一覧」のほうですね。12ページのほうにその話が出てきますけれども、いくつかの機能がその独立した機関というものに込められていて、一つは家族支援と学校外での支援のコーディネートは、これはスクールソーシャルワーカーの専門領域になります。

もう一つが、教育委員会や学校に対してのチェック&バランスを果たすという意味でいうと、おそらくは教育委員会の外、首長部局等に何らかのチェック機関を作るといような話になると思うので、この2つ方向性を分けたほうがいいと思います。

熊本市の場合、こどもの権利相談センターは、こども自身の課題解決の機能を果たしているので、ちょっと独立機関とは違う考え方なんですよ。なので、この辺りの議論の整理をもう一度しておく必要があるというふうに捉えました。

【藤田会長】

ありがとうございます。「こどもの参画」ですね。ここをやはり全面に出していけるような位置づけで、それから独立機関のところですね、熊本市の現状に合わせてということと、こういう改革に取り組んでいる自治体の中でのこのコミュニティ・スクールの位置づけですかね。学校外での家庭での支援と

か、あるいは自治体の調査の関わりで教育委員会との関わりとかですね。そのところを少し整理させていただきます。

ありがとうございました。では、坪田委員お願いします。

【坪田委員】

今の意見に輪をかけて、本当に「こどもの参画」の書きぶりがまた大事だと思っています。これを4-2に移動したときにさらにもっと書き込んでいただきたいのは、意見を言わせてあげるよ、理解ができるようにしてあげるよ、というだけじゃなくて、またお客さんに一応聞くけどみたいなのではなくて、こどもも学校運営の主体なんだと。

昨日も生徒会長経験者が多かったですけど、生徒会長はボードメンバーに入れる。だから学校で校長・教頭先生が入った運営委員会というのがあると思いますけど、そのメンバーとして毎回でなくてもいいかもしれないけど、重要なことを決定するときは生徒会長、児童会長を入れて決定する。

というのは、昨日も一番多かったのは校則への不満ですね。見直しが遅々として進んでいないという訴えをたくさん聞かせていただいて、さらに名古屋よりも遅れてるなって。名古屋もあんまりうまくいかないんですけど、結構手ごわいって感じをこどもから聞いて、今どきそんなことまでまだ校則で決めてるのってちょっと驚いたこともあるので、校則ってというのは学校運営の一つの規則ですよ。自分たちが縛られるものには当然、参画して決めるというのが主権者教育って当然ですし、まだ国会開設前の明治政府みたいな状態になってるわけですよ。学校が。

だから、こどもたちの一番のステークホルダーはちゃんと一緒に入れて、たまに意見聞くからそういうアンケートを取るとかじゃなくて、ちゃんとそういうのもやりながらですけど、生徒会とか児童会については一緒になって、学校運営を、学校をより良くしていくというようなことでやったらいいのではないかなと思いました。そういうところまで書き込んでいただければ有難いと、昨日のこどもたちの代弁をさせていただきました。

【藤田会長】

こどもの役割とかももう少し書かないといけないかなと思いました。そういったところをもう一回検討させていただきます。ありがとうございます。

まだいろいろあるかと思いますが、最後のページまで行かせてください。ちょっと5分ぐらいオーバーするかもしれませんが、4-5「国への提言」のところですね。最初の3つの項目は、中間答申のままで。それぞれ大きく、なかなか法改正のところは難しいですかね、という意見だったと思うんですけども、グループ協議で2つの意見が追加されました。(4)の「不登校に関する提言」というところで、これは細かなところまでではないんですけども、一応意見が出てきたものを(4)で、それからSNSも被害の状況を見るとやっぱり対応しないといけないのかな、というところで、(5)に記載をさせていただいています。このところ、特に2つですね。「不登校に関する提言」、「SNSの影響とその対応についての提言」のところをご意見聞かせていただければ、と思いますので、よろしくお願いします。

では、末富委員お願いします。

【末富委員】

おそらく、ここまでの提言から導かれる国への提言というのはもっといっぱいあります。

例えば、不適切指導については、本当に法制的整備がないです。体罰だけです、明確に法令で禁止さ

れているのは。なので、こども基本法ができた時から、この問題くすぶっていきまして、何がこどもの権利侵害にあたるのかと、少なくとも重大事案について教職員がこどもに対して人権侵害をするということについていくつも判例が出ていたりするので、明確な基準を作ったほうがいいですよ、というふうに、文科省に申し上げていますが、まだです。そういう意味では不適切指導の基準であるとか、それから専門家配置もそうなんですけど、この提言では自治体が教育委員会とか学校に何でも背負わせてきた体制を改めて、少なくともこどもの権利センターや外部機関と連携するということ。

それからスクールロイヤーもそうですね。そこも含めてお金を使うというのが書いてあるので、体制整備そのものを、専門家だけにお金かけてしまうと、他の機関との連携に、要するに、コーディネーターとかにお金がかからない場合があります。体制整備そのものにもお金を国の国費を投じてほしいというような提言も必要かと思います。

それから、この答申自体が、こどもの権利を守るって書いてあるんですが、こどもの権利をやっぱりこどもが学ばないといけないことは、どこにも書いてないんですよね。なので、それをちゃんと提言に付け加えていただいた上で、今の学習指導要領についても改定の議論始まっていますが、その中でもこども基本法を踏まえて考えます、という方針も明記されてるんですね。他の大事な方針も明記されてますけど。という意味で言うと、きちんとナショナルカリキュラムとして、こども自身がこどもの権利について学び、それをどうやって行使するかっていうのをちゃんと学べるように、っていう提言はこのタイミングで入れておくべきことの一つかな、というふうにも思います。差し当たりそのあたりを追加すべき内容として提案したいと思います。

【藤田会長】

(4) と (5) と合わせて追加の項目でということによろしいですかね。はい、ありがとうございます。

こどもの権利を、こども自身が学ぶということは、すごく大事だと思うので、ここはやはり明記した方がいいかなと思います。それから体制の整備のところを、もう少し包括的に位置づけて、記載できればそのところ対応させていただきます。

それから、こどもの人権侵害ですね。こどもの権利を守る、どういうのが人権侵害になるかというところの指導の基準なども、まだ十分にできていないということなので、このところも扱わなければいけないこととして、一応捉えさせていただければ、と思います。

ありがとうございました。そのほかありましたら。では、西村委員お願いいたします。

【西村委員】

西村です。こどもが学習するということは、とても大事だと思っています。現状では、教員もこどもの権利が整理できていません。私は、できていません。どのような権利があって、お互い人間同士としてこういうことを守っていこうよ、というようなそのベースがなければ、もしかしたらこんなにたくさんいろんな良いことを考えていっても、言っても無駄だとか、よく見るようなスローガンのようなものになってしまったりとか、そういう危うい状況があるかと思っています。

昨日こどもたちとお話をしたときも、「どういうふうなお知らせの仕方をしたらいい？」というような質問を委員の方がされました。「こどもたちのこと、あなたたちの権利のことを考えて動いているんだけど、どんなふうにしたらいい？」と。いろんなカードはもらおうと、SOSを出しましょう、とか。でも、それがどこか何のことやらわからない、学校にも貼ってあるけれども、見たり見なかったりする。結局、「先生が教室で話してくれるといいな」ということを言った子がいましたので、こどもとしてもそ

れが一番わかりやすい。それがもちろん、熊本市の取り組みとして発信していくことも大事だけど、本当にそれを進めたいと思うならば、国からそういう提案があってもいいんじゃないかなと考えました。以上です。

【藤田会長】

ありがとうございます。これは、やはり子どもが学ぶというところで、大事にしないといけない。教員も一緒に学ぶというところですね。意識を持たないといけないというところで書かせていただきました。

ありがとうございます。中西委員、お願いします。

【中西委員】

ありがとうございます。一番最後の「SNSの影響」のところなんですけども、あまりに短すぎて、提言として十分ではないのが皆さんお分かりだと思うんですけど、いじめ問題だけでここを書くのはどうかと思います。SNSとデジタル社会での佇まいというか、そういうものを考えるのであれば、もう少し広い範囲での提言があってもいいと思いますし、どうしても正しい行動を教えるとか、法的リスクとかっていうことだけは書いてあるんですけども、それだと情報モラル的な教育だけになってしまうんですが、今、デジタル・シティズンシップという考え方もあって、デジタル社会でもちゃんと市民として育っていけるように、というような教育の提案もありますので、そういうことも含めたもう少し幅の広い提案のほうがいいのではないかと思います。

あと、もう時間もないのでちょっとついでによろしいですか。23ページの(2)なんですけど、ここで「重大事案」という言葉が使われています。あと遡って15ページのところでも「いじめ等重大事案」という言葉が使われていて、これはいじめ防止対策推進法の重大事態とは分けて意識して書かれているものと考えてよろしいですか。

【藤田会長】

そうですね。その方向で書いているという理解でよろしいかと思います。

【中西委員】

わかりました。遡って恐縮なんですけど、15ページのタイトルなんですけど、「いじめ等重大事案における第三者による客観的調査と調査内容の再発防止への活用」というタイトルになっているんですが、改めて読むと、前半部分は第三者の客観的調査について書かれていないような気がします。結局後半の「調査内容の再発方針への活用」について書かれているのではないかなと思います。ちょっとタイトルの再考をお願いしたいです。

あと、すいません。14ページの先ほどの坪田委員がおっしゃった「チーム担任制」のことなんですけど、全市的に入れたら云々という御発言もあったんですが、なんでチーム担任制が言われても進まないのかということをちゃんと分析した上で、「でもこういういいこともあるよ。課題もありますよ。でもやったほうがいいんじゃないですか？」というような立て付けにしないと、学校現場の先生方はなかなかやってみようということに、熊本でもなっていないと思いますので、その辺を配慮した表現を考えていただきたいと思います。以上です。

【藤田会長】

はい、ありがとうございました。このところは、先程のこどもの意見を報告いただきましたけれども、市教委の方の調査結果なんかもありましたので、そこを長所と短所と両論併記で、その後この改革に参画していただいています審議員の皆様の意見を加えた形で提言できるような形にしていければと思います。

はい、ありがとうございました。すいません、もう 10 分ほどオーバーしてしまいましたけど、一応なんとか最後までいきました。ちょっと時間配分が十分に上手く出来ずに申し訳ありませんでした。

次回は 1 月の下旬になります。そこで最終答申ということになりますけれども、今日の委員の皆様にご発言いただいた内容を、反訳も合わせて用意させていただいて、そしてこれをワードの文章で、ある程度今日の審議で修正できたところは加えた上で、各委員の先生方にワードのファイルをお送りいたします。それで、校閲機能を使っていただいて、こういうところを変えた方がいいんじゃないかというのを、どんどん加えていただいて結構かと思います。それらを集めたものを 1 月の会議、第 10 回になりますでしょうか、最後の審議会の方で提案をさせていただいて、またそこで 3 時間くらいディスカッションをさせていただいて、最終答申まで持っていければというふうに考えております。

昨日はこどもたちのトークセッションに多くの先生方、委員の皆様に参加いただきまして、どうもありがとうございました。今日の審議の意見交換のところでは、そのところがかなりたくさん出てきたと思いますので、予想以上に時間を要するところもありましたけれども、少しでもこどもたちの立場で、この提言がまとめられるように、来年の 1 月に向けて準備を進めさせていただければと思います。今日はたくさんのご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

では、事務局の方にお返し致します。

3 諸連絡

～事務局説明 省略～

4 閉会